

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の概況及び基礎的な環境特性を把握するにあたっては、対象事業実施区域が位置する郡山市逢瀬町河内を中心とする範囲を基本とした。

なお、統計資料等の既存資料のうち、市町村単位で公表されている数値については、可能な限り最新年（年度）のものを使用することとした。

1 自然的状況

1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

対象事業実施区域に近い地域気象観測所として、南西方向約7kmに位置する郡山地域気象観測所（郡山市安積町成田字東丸山）があげられる。（図3.1.1-1参照）。

令和7年における気象状況及び令和3年～令和7年までの5年間における気象状況は表3.1.1-1に示すとおりである。また、令和3年～令和7年までの5年間における風配図は図3.1.1-2に示すとおりである。

(1) 気温の状況

郡山地域気象観測所の令和7年の平均気温は13.6℃、月最高気温の最高値は7月の37.3℃、月最低気温の最低値は2月の-9.6℃である。

令和3年～令和7年の5年間の平均気温は13.4℃、月平均最高気温の最高値は7月の37.3℃、月平均最低気温の最低値は2月の-11.2℃である。

(2) 降水量の状況

郡山地域気象観測所の令和7年の年間降水量は787.5mm、令和3年～令和7年の5年間の月ごとの平均降水量の合計は1,039.3mmである。

(3) 日照の状況

郡山地域気象観測所の令和7年の年間日照時間は2,046.3時間、令和3年～令和7年の5年間の月ごとの平均日照時間の合計は1,941.3時間である。

(4) 風向・風速の状況

郡山地域気象観測所の令和7年の年間平均風速は3.0m/秒、年間の最多風向は西北西である。

令和3年～令和7年の5年間の年間平均風速は3.0m/秒、最多風向は西北西である。月別の平均風速は2.2～4.0m/秒であり、最多風向は1～5月、10～12月に西北西の風が、6～8月に南寄りの風が、9月に北北東の風が卓越している。

令和7年の月別の平均風速・最多風向は、概ね令和3年～令和7年の5年間と同様の傾向であった。

表3.1.1-1 (1/2) 郡山地域気象観測所の気象状況 (令和7年)

項目 月	気温			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/秒)	最多風向
	平均	最高	最低				
1月	1.7	11.6	-7.1	27.0	161.9	3.3	西北西
2月	0.9	15.4	-9.6	15.5	132.6	4.2	西北西
3月	6.1	21.5	-6.3	45.0	175.9	3.9	西北西
4月	11.9	27.5	0.4	53.5	175.1	3.8	北西
5月	16.4	31.6	3.5	136.5	162.7	3.3	北西
6月	22.8	34.0	12.4	95.5	191.9	2.7	南南西
7月	26.4	37.3	17.2	71.5	241.0	2.5	南
8月	26.4	35.2	18.3	80.0	204.2	2.1	南南西
9月	22.9	34.8	11.5	81.0	164.4	2.2	南
10月	15.0	26.7	-0.3	129.0	108.2	2.3	北北東
11月	8.5	20.5	-4.2	17.5	168.2	2.7	西北西
12月	4.1	19.6	-6.2	35.5	160.2	3.3	西北西
年間	13.6	37.3	-9.6	787.5	2,046.3	3.0	西北西

出典：過去の気象データ (気象庁)

表3.1.1-1 (2/2) 郡山地域気象観測所の気象状況 (令和3年～令和7年)

項目 月	気温			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/秒)	最多風向
	平均	最高	最低				
1月	1.2	13.6	-10.5	24.9	133.5	3.5	西北西
2月	1.8	17.9	-11.2	29.8	152.4	4.0	西北西
3月	6.4	22.9	-9.1	82.3	180.2	3.7	西北西
4月	12.1	29.0	-3.0	68.0	194.9	3.6	西北西
5月	16.5	32.6	3.2	113.6	188.1	3.1	西北西
6月	21.3	34.0	9.6	126.1	176.4	2.6	南
7月	25.3	37.3	17.2	113.8	177.3	2.2	南南西
8月	25.8	36.6	12.2	169.7	171.9	2.3	南
9月	22.1	34.8	9.5	125.4	135.6	2.2	北北東
10月	14.9	30.1	-0.9	92.6	139.8	2.4	西北西
11月	9.2	25.3	-4.2	58.9	158.8	2.8	西北西
12月	3.6	19.6	-7.4	34.2	132.3	3.2	西北西
年間	13.4	37.3	-11.2	1,039.3	1,941.3	3.0	西北西

出典：過去の気象データ (気象庁)



凡例



: 対象事業実施区域



: 気象観測地点

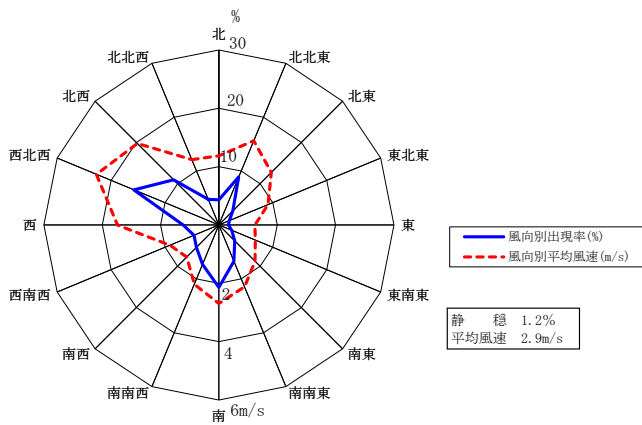


S = 1 : 50,000

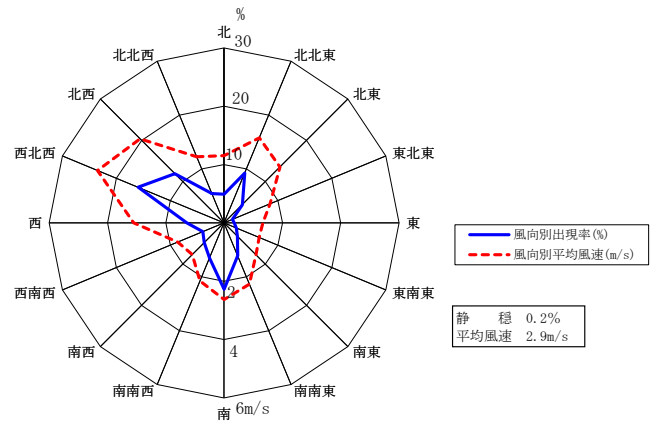


「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

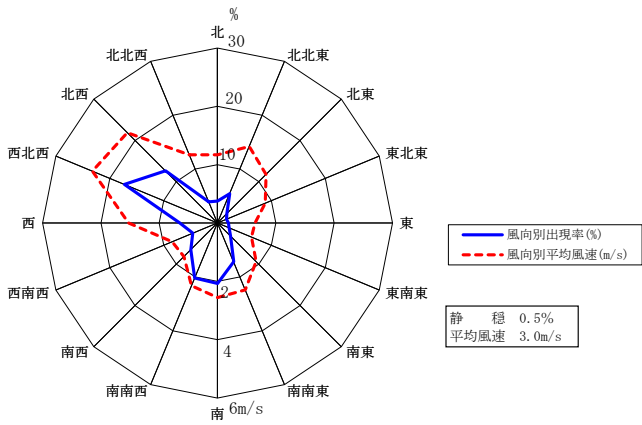
図3.1.1-1 郡山地域気象観測所位置図



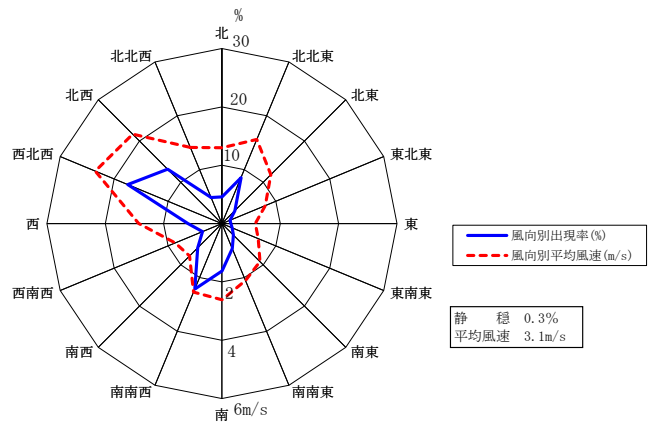
【令和3年】



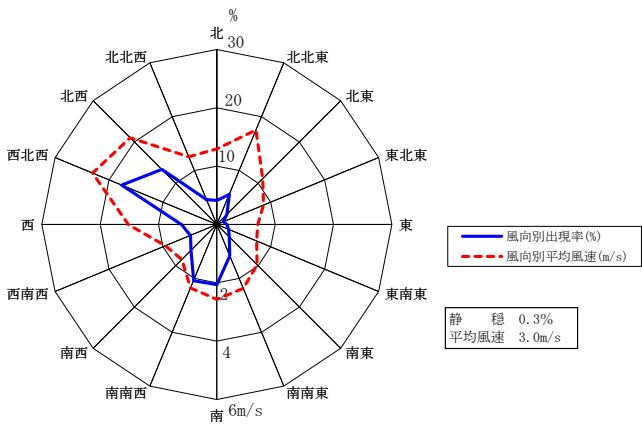
【令和4年】



【令和5年】



【令和6年】



【令和7年】

図 3.1.1-2 風配図 (令和3年~令和7年)

2) 大気質

(1) 大気汚染発生源の状況

令和6年度の本市における「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況は表3.1.1-2に、「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成8年福島県条例第32号)に基づくばい煙指定施設の届出状況は表3.1.1-3に示すとおりである。

表3.1.1-2 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況

市名	項目	施設数	工場・事業場数
郡山市	ばい煙発生施設	468	172
	一般粉じん発生施設	192	30

出典：令和7年度版福島県環境白書資料編(確定版)(福島県)

表3.1.1-3 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙指定施設の届出状況

市名	項目	施設数	工場・事業場数
郡山市	ばい煙指定施設	53	11

出典：令和7年度版福島県環境白書資料編(確定版)(福島県)

(空白)

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、図3.1.1-2に示す一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）4局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1局において測定が行われている。

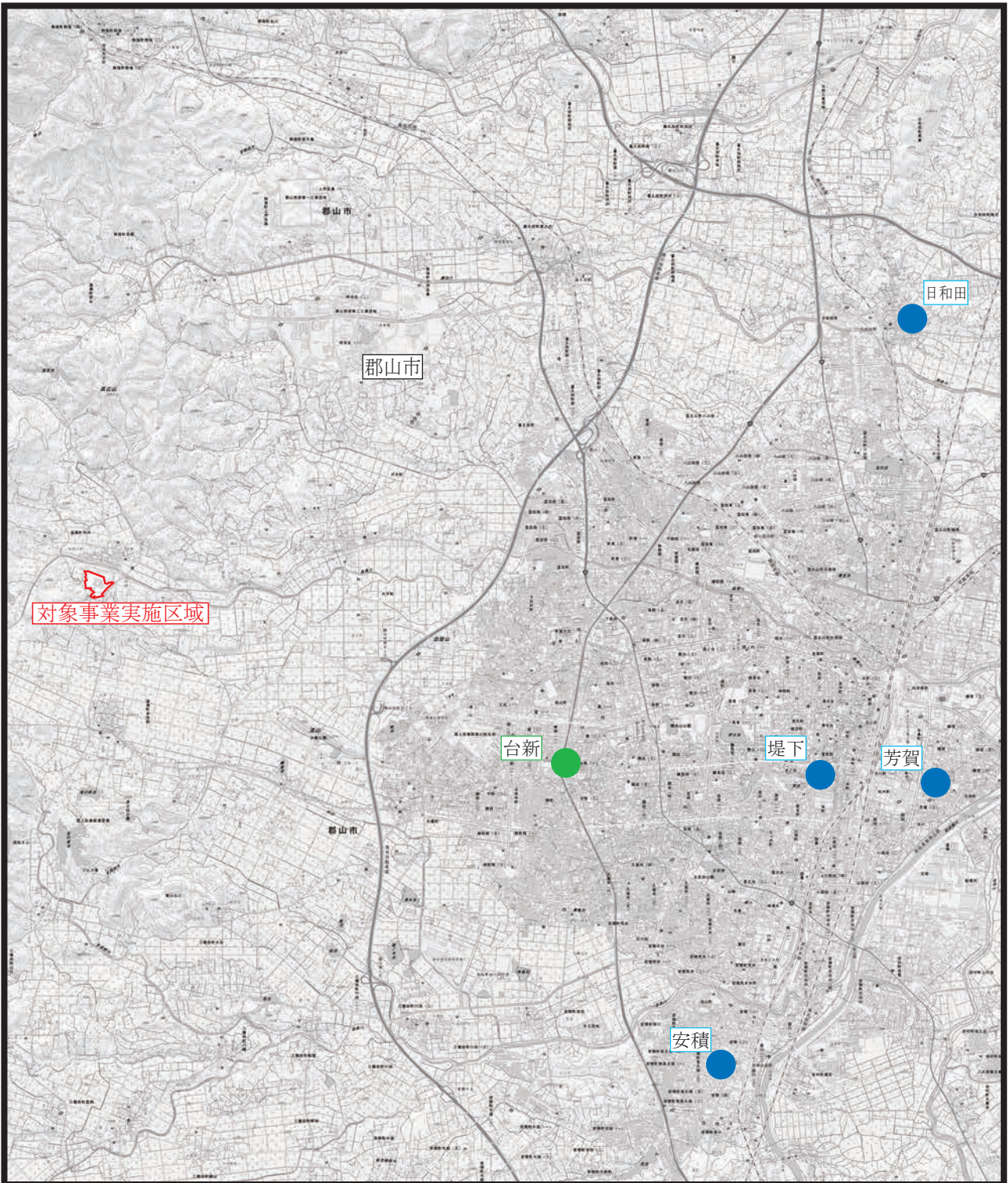
令和元年～令和5年度における各測定局等の測定項目は、表3.1.1-4に示すとおりである。

表3.1.1-4 測定項目




令和6年3月31日現在

測地局		二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊 粒子状物質	光化学 オキシダント	微小 粒子状物質	有害大気 汚染物質
一般環境大気	堤下	○	○	○	○	—	—
	芳賀	○	○	○	○	○	○
	日和田	—	—	—	○	—	—
	安積	—	—	—	○	—	—
自動車 排出ガス	台新	—	○	○	—	○	—

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 一般環境大気汚染常時監視測定局地点
-  : 自動車排出ガス大気汚染常時監視測定局地点



S = 1 : 80,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3. 1. 1-2 測定局位置図

① 二酸化硫黄

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-5に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準（長期的評価）を達成していた。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1.1-3に示すとおりであり、横ばいであった。

表3.1.1-5 二酸化硫黄測定結果（令和5年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値		1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有×・無○
			日	ppm	時間	%	日	%			
一般環境 大気	堤下	住	364	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○
	芳賀	住	363	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○

注：1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 ・長期的評価：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

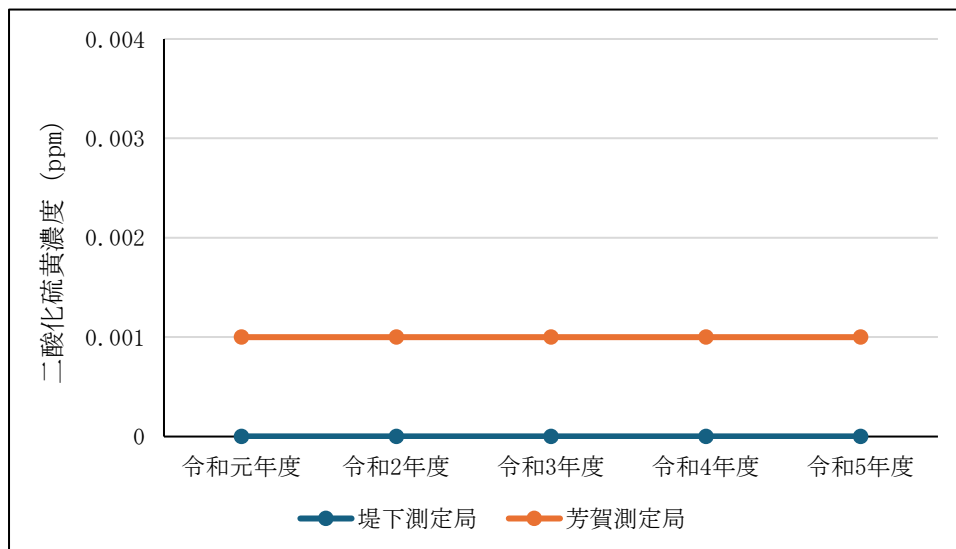


図3.1.1-3 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

② 窒素酸化物（一酸化窒素及び二酸化窒素を含む）

ア. 一酸化窒素（NO）

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-6に示すとおりである。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1-4に示すとおりであり、概ね低下傾向を示していた。

表3.1.1-6 一酸化窒素測定結果（令和5年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	
								日
一般環境 大気	堤下	住	364	8622	0.001	0.058	0.014	0.008
	芳賀	住	364	8622	0.002	0.073	0.017	0.009
自動車 排出ガス	台新	住	362	8579	0.003	0.089	0.02	0.012

注：用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

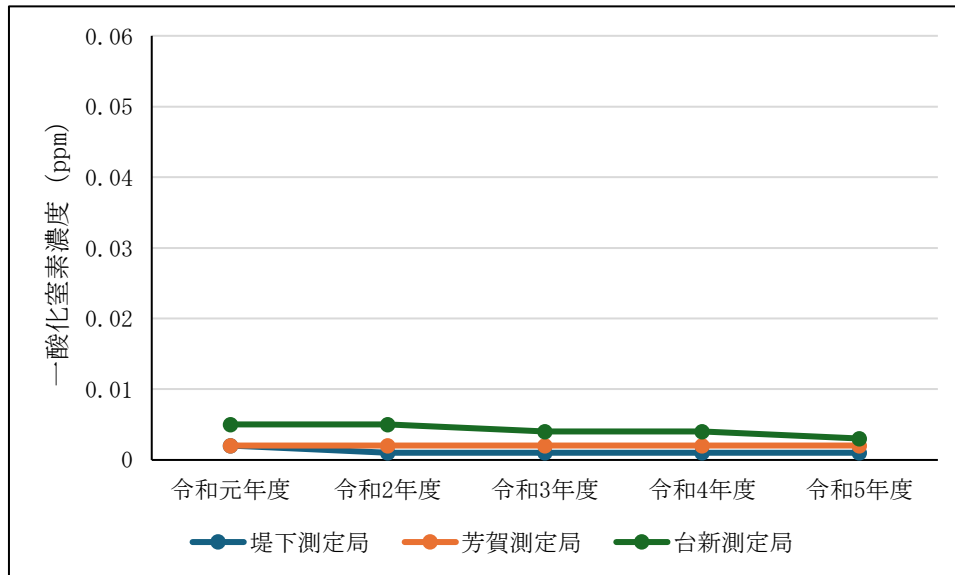


図3.1.1-4 一酸化窒素（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

イ. 二酸化窒素 (NO₂)

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-7に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準（長期的評価）を達成していた。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1.1-5に示すとおりであり、やや低下傾向を示していた。

表3.1.1-7 二酸化窒素測定結果（令和5年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
						時間(%)	時間(%)	日(%)	日(%)		日	
一般環境 大気	堤下	住	364	8622	0.005	0.045	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.015	0
	芳賀	住	364	8622	0.006	0.051	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.014	0
自動車 排出ガス	台新	住	362	8579	0.008	0.038	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.019	0

注：1) 環境基準：1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

・長期的評価：日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価する。

2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

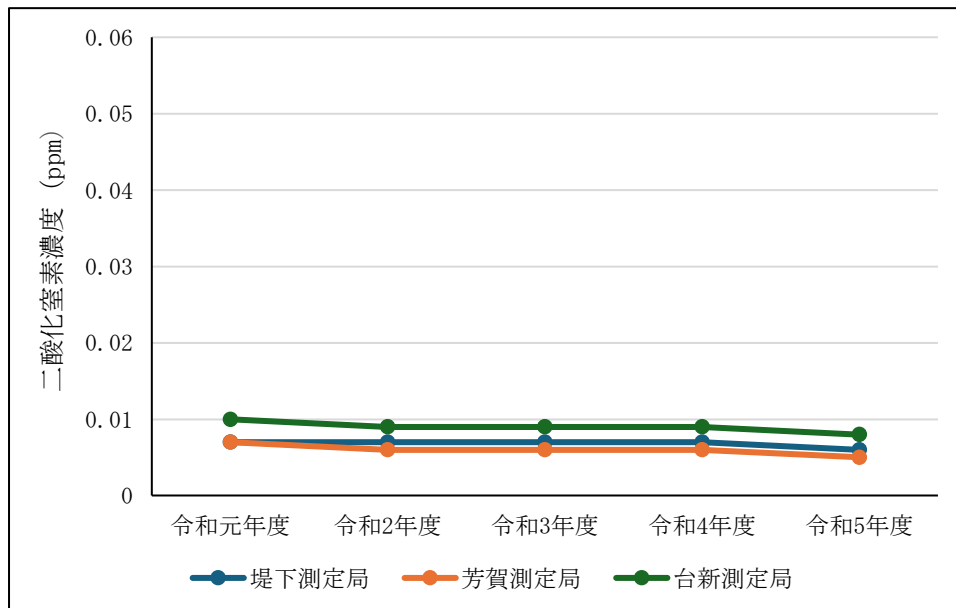


図3.1.1-5 二酸化窒素（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

ウ. 窒素酸化物 (NO_x)

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-8に示すとおりである。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1.1-6に示すとおりであり、概ね低下傾向を示していた。

表3.1.1-8 窒素酸化物測定結果 (令和5年度)

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	平均値	
								(NO ₂ /NO+NO ₂)	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	%	
一般環境 大気	堤下	住	364	8622	0.007	0.091	0.034	0.022	80.4
	芳賀	住	364	8622	0.008	0.102	0.037	0.023	78.5
自動車 排出ガス	台新	住	362	8579	0.011	0.110	0.043	0.03	69.6

注：用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果 (令和5年度) (福島県)

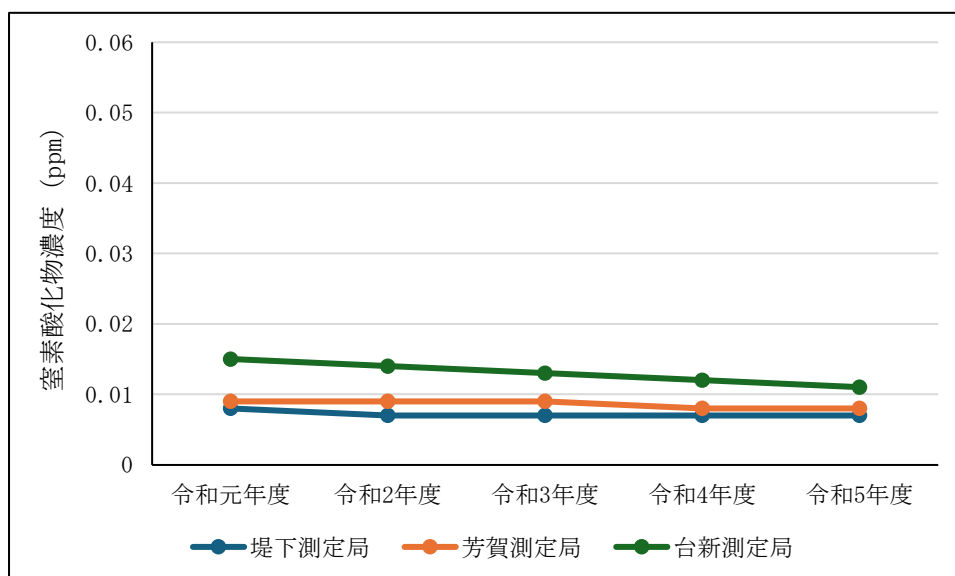


図3.1.1-6 窒素酸化物 (年平均値) の経年変化 (令和元年度～令和5年度)

③ 浮遊粒子状物質

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-9に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成していた。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1.1-7に示すとおりであり、令和3年度までは低下傾向であったが、令和4年度以降は上昇傾向を示していた。

表3.1.1-9 浮遊粒子状物質測定結果（令和5年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価			長期的評価			
					1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	
					日	時間	mg/m ³	時間(%)	日(%)	mg/m ³	日(%)
一般環境 大気	堤下	住	364	8713	0.009	0 (0.0)	0 (0.0)	0.099	0.026	○	0
	芳賀	住	364	8718	0.010	0 (0.0)	0 (0.0)	0.116	0.031	○	0
自動車 排出ガス	台新	住	364	8720	0.013	0 (0.0)	0 (0.0)	0.113	0.033	○	0

注：1) 環境基準：1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

・短期的評価：1時間値の日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価する。

・長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

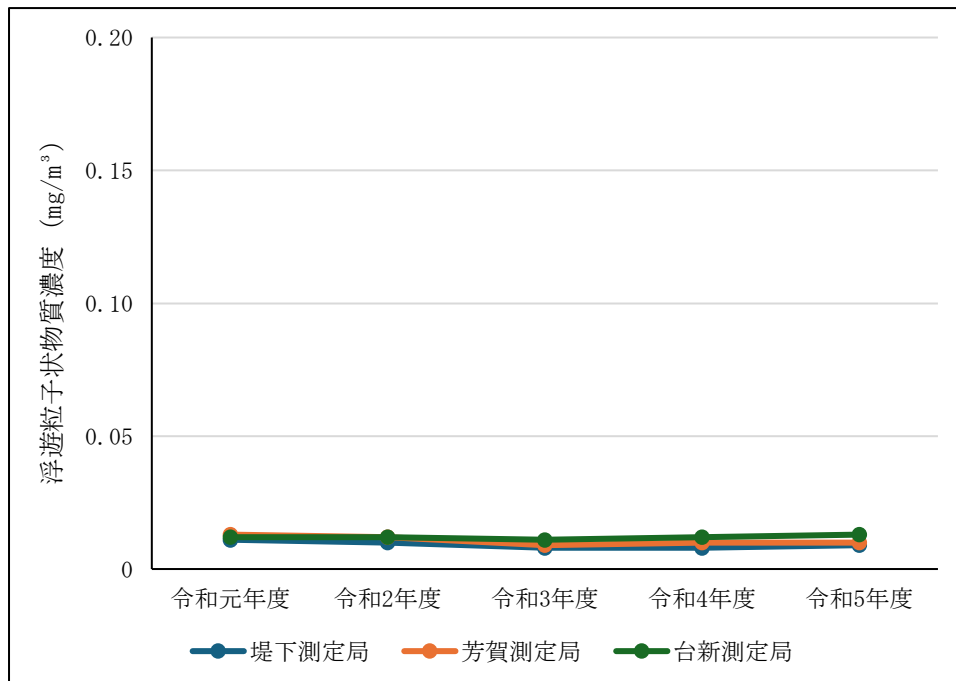


図3.1.1-7 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

④ 微小粒子状物質

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-10に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準を達成していた。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1.1-8に示すとおりであり、令和3年度までは低下傾向であったが、令和4年度以降は増加又は横ばいの傾向を示していた。

表3.1.1-10 微小粒子状物質測定結果（令和5年度）

測定局		用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	
一般環境 大気	芳賀	住	364	8.4	21.3	0 (0.0)
自動車 排出ガス	台新	住	218	8.7	22.3	1 (0.5)

注：1) 環境基準：短期基準及び長期基準をともに満たすこと。
 ・短期基準：1日平均値のうち年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 ・長期基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 2) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

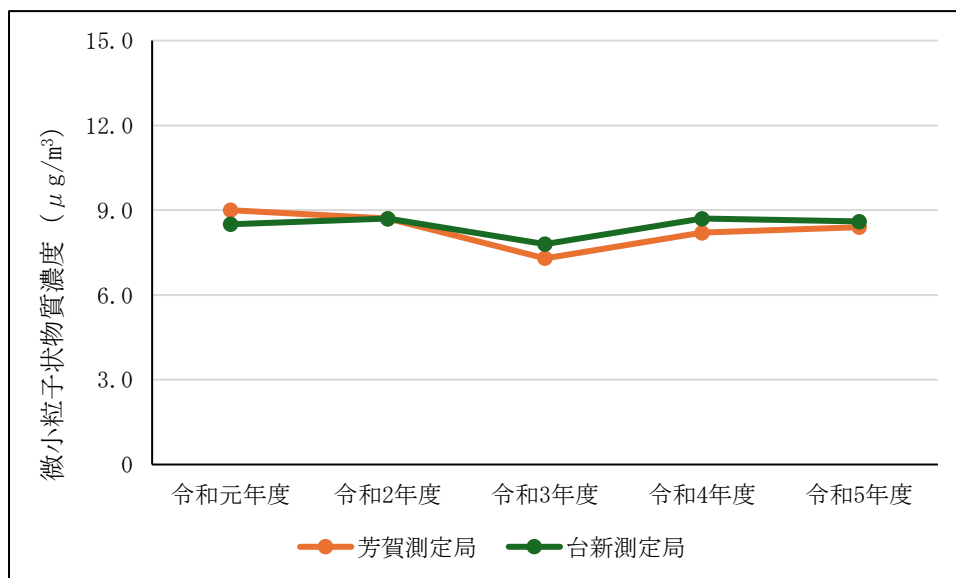


図3.1.1-8 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

⑤ 光化学オキシダント

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-11に示すとおりであり、全ての測定局で環境基準（短期的評価）を達成していなかった。

また、令和元年度～令和5年度における年平均値の経年変化は、図3.1.1-9に示すとおりであり、概ね横ばいの傾向であった。

表3.1.1-11 光化学オキシダント測定結果（令和5年度）

測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	
		日	時間	ppm	日(時間)	日(時間)	ppm	ppm	
一般環境 大気	堤下	住	366	5442	0.035	32 (187)	0 (0)	0.090	0.044
	芳賀	住	366	5446	0.035	32 (202)	0 (0)	0.093	0.045
	日和田	住	366	5446	0.035	36 (213)	0 (0)	0.097	0.045
	安積	住	366	5443	0.034	32 (192)	0 (0)	0.092	0.044

- 注：1) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。
 2) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
 ・短期的評価：各1時間値を環境基準と比較して評価する。
 3) 用途地域 住：住居系

出典：大気汚染測定結果（令和5年度）（福島県）

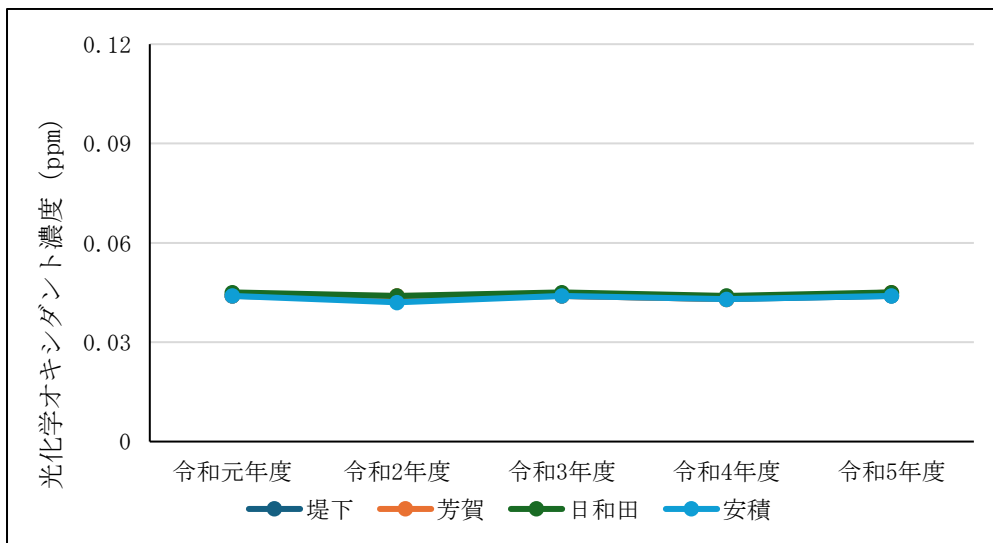


図3.1.1-9 光化学オキシダント（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

⑥ ダイオキシン類

令和6年度におけるダイオキシン類測定結果は、表3.1.1-12に示すとおりであり、年平均値は環境基準を達成していた。

表3.1.1-12 ダイオキシン類測定結果（大気）

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	夏季	冬季	年平均値	環境基準
郡山市音楽・文化交流館	0.0047	0.0037	0.0042	0.6

出典：環境等測定調査結果（令和6年度）（福島県）

⑦ 有害大気汚染物質

令和5年度における測定結果は、表3.1.1-13に示すとおりであり、環境基準及び指針値を満足していた。

表3.1.1-13 有害大気汚染物質測定結果（令和5年度）

調査対象物質	単位	調査地点	評価値	
		芳賀	環境基準	指針値
ベンゼン	μg/m ³	0.40	3	—
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.18	130	—
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.035	200	—
ジクロロメタン	μg/m ³	0.74	150	—
アクリロニトリル	μg/m ³	0.0037	—	2
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.0074	—	10
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.5	—	40
ニッケル化合物	ng/m ³	0.86	—	25
クロロホルム	μg/m ³	0.16	—	18
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.10	—	1.6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.034	—	2.5
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.40	—	6
マンガン及びその化合物	ng/m ³	6.0	—	140
塩化メチル	μg/m ³	1.2	—	94
トルエン	μg/m ³	4.1	—	—
酸化エチレン	μg/m ³	0.030	—	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.6	—	120
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.8	—	—
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0035	—	—
クロム及びその化合物	ng/m ³	0.90	—	—
ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.036	—	—
六価クロム	ng/m ³	0.11	—	—

注：環境基準は大気汚染に係る環境基準、指針値は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を示す。

出典：令和6年度環境調査結果（郡山市）

(3) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの大気汚染に係る苦情件数は表3.1.1-14に示すとおりであり、7～27件であった。

表3.1.1-14 大気汚染に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	大気汚染	27	18	15	7	8

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

(空白)

3) 騒音

(1) 騒音発生源の状況

令和6年度の本市における「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定施設の届出状況は、表3.1.1-15に示すとおりである。

表3.1.1-15 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

令和7年3月31日現在

市名	項目	施設数	工場・事業場数
郡山市	特定施設	1,806	302

出典：令和7年度版福島県環境白書資料編(確定版)(福島県)

(2) 騒音の状況

① 環境騒音

令和6年度における環境騒音測定結果及び測定地点図は、表3.1.1-16及び図3.1.1-10に示すとおりである。

測定の結果、朝日三丁目の夜間を除く全ての地点及び時間で環境基準を満足していた。

表3.1.1-16 環境騒音測定結果(令和6年度)

単位：dB

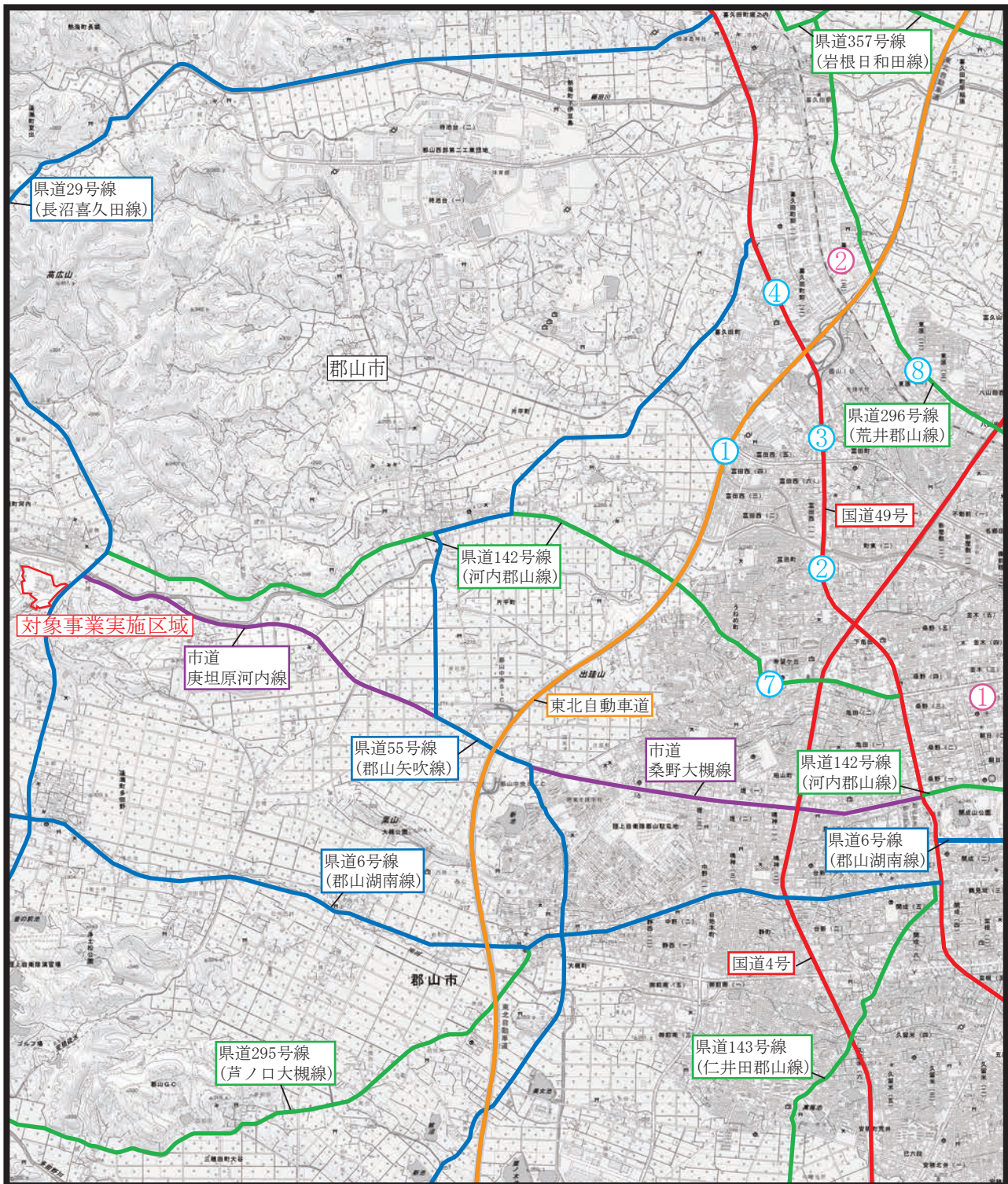
No.	測定地点	用途地域	環境基準 類型	等価騒音レベル		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	朝日三丁目	第一種住居地域	B類型	50	●46	55	45
2	喜久田町卸三丁目	準工業地域	C類型	54	48	60	50
3	清水台一丁目	商業地域	C類型	51	45	60	50
4	安積町長久保一丁目	第一種中高層住居専用地域	A類型	45	39	55	45
5	緑ヶ丘東七丁目	第一種低層住居専用地域	A類型	46	38	55	45


注：1) 「●」は、環境基準値を超過したことを示す。

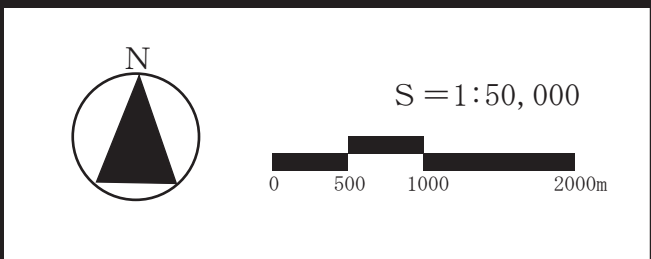
2) 昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～6：00

3) No. は、図3.1.1-10に対応する。なお、No. 3～5は図3.1.1-10の範囲外である。

出典：令和6年度環境調査結果(郡山市)



- 凡例
-  : 対象事業実施区域
 -  : 一般国道
 -  : 主要地方道
 -  : 一般県道
 -  : 市道
 -  : 東北自動車道
 - ①～② : 環境騒音測定地点
 - ①～④、⑦、⑧ : 道路交通騒音測定地点



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.1.1-10 騒音測定地点図

② 道路交通騒音

令和6年度における道路交通騒音測定結果及び測定地点図は、表3.1.1-17及び図3.1.1-10に示すとおりである。

測定の結果、一般国道49号の3地点を除く全ての地点及び時間で環境基準を満足していた。

表3.1.1-17 道路交通騒音測定結果（令和6年度）

単位：dB

No.	路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	等価騒音レベル		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	東北自動車道	富田町諏訪内71地先	準工業地域	C類型	4	63	59	70	65
2	一般国道49号	富田町菱内16地先	近隣商業地域	C類型	4	●72	●67	70	65
3		富田町権現林1-14地先	第二種住居地域	B類型	4	●74	●70	70	65
4		喜久田町菖蒲池22-591地先	商業地域	C類型	4	●74	●67	70	65
5		喜久田町堀之内北原1-5地先	調整区域	—	2	70	65	70	65
6		熱海町熱海6丁目地内	第一種中高層住居専用地域	A類型	2	70	65	70	65
7		一般県道 河内郡山線	希望ヶ丘1-5地先	第二種住居地域	B類型	2	62	55	70
8	一般県道 荒井郡山線	東原1丁目221地先	第二種住居地域	B類型	2	67	61	70	65
9	市道 伊賀河原柳作線	名郷田2丁目32地先	近隣商業地域	C類型	4	65	58	70	65

- 注：1) 「●」は、環境基準値を超過したことを示す。
 2) 昼間：6：00～22：00、夜間：22：00～6：00
 3) No. は、図3.1.1-10に対応する。なお、No. 5, 6, 9は図3.1.1-10の範囲外である。

出典：令和6年度環境調査結果（郡山市）

(3) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの騒音に係る苦情件数は表3.1.1-18に示すとおりであり、34～53件であった。

表3.1.1-18 騒音に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	騒音	43	41	53	34	34

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

4) 振動

(1) 振動発生源の状況

令和6年度の本市における「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定施設の届出状況は、表3.1.1-19に示すとおりである。

表3.1.1-19 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

令和7年3月31日現在

市名	項目	施設数	工場・事業場数
郡山市	特定施設	780	134

出典：令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

(2) 振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境振動及び道路交通振動の状況を把握できる既存資料等は確認されなかった。

(3) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの振動に係る苦情件数は表3.1.1-20に示すとおりであり、2～6件であった。

表3.1.1-20 振動に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	振動	2	3	4	6	2

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

5) 悪臭

(1) 悪臭発生源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における悪臭の発生源を把握できる既存資料等は確認されなかった。

(2) 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周辺における悪臭の状況を把握できる既存資料等は確認されなかった。

(3) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの悪臭に係る苦情件数は表3.1.1-21に示すとおりであり、18～39件であった。

表3.1.1-21 悪臭に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	悪臭	18	33	39	35	35

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

(空白)

1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象

対象事業実施区域及びその周辺における主要な河川の状況は表3.1.2-1及び図3.1.2-1に示すとおりである。

対象事業実施区域の北側を西側から東側へと一級河川逢瀬川が流れている。逢瀬川を含む周辺の河川は阿武隈川水系に属し、太平洋に注いでいる。

対象事業実施区域及びその周辺における河川の流量等は表3.1.2-2に、測定地点は図3.1.2-1に示すとおりである。

令和5年度における測定地点の流量は0.15～0.81m³/sであった。

また、本市には安積疏水が設置されており、猪苗代湖より取水し、本市及びその周辺地域に農業用水、工業用水及び飲用水を供給している。安積疏水の流路は図3.1.2-1に示すとおりである。

表3.1.2-1 主要な河川

単位：m

水系	河川名	種別	総延長	市内分延長
阿武隈川水系	阿武隈川	一級河川	109,400	21,825
	後庵川		1,200	1,200
	藤田川		18,999	18,999
	逢瀬川		21,599	21,599
	馬場川		4,200	4,200
	南川		14,800	14,800
	多田野川		10,500	10,500

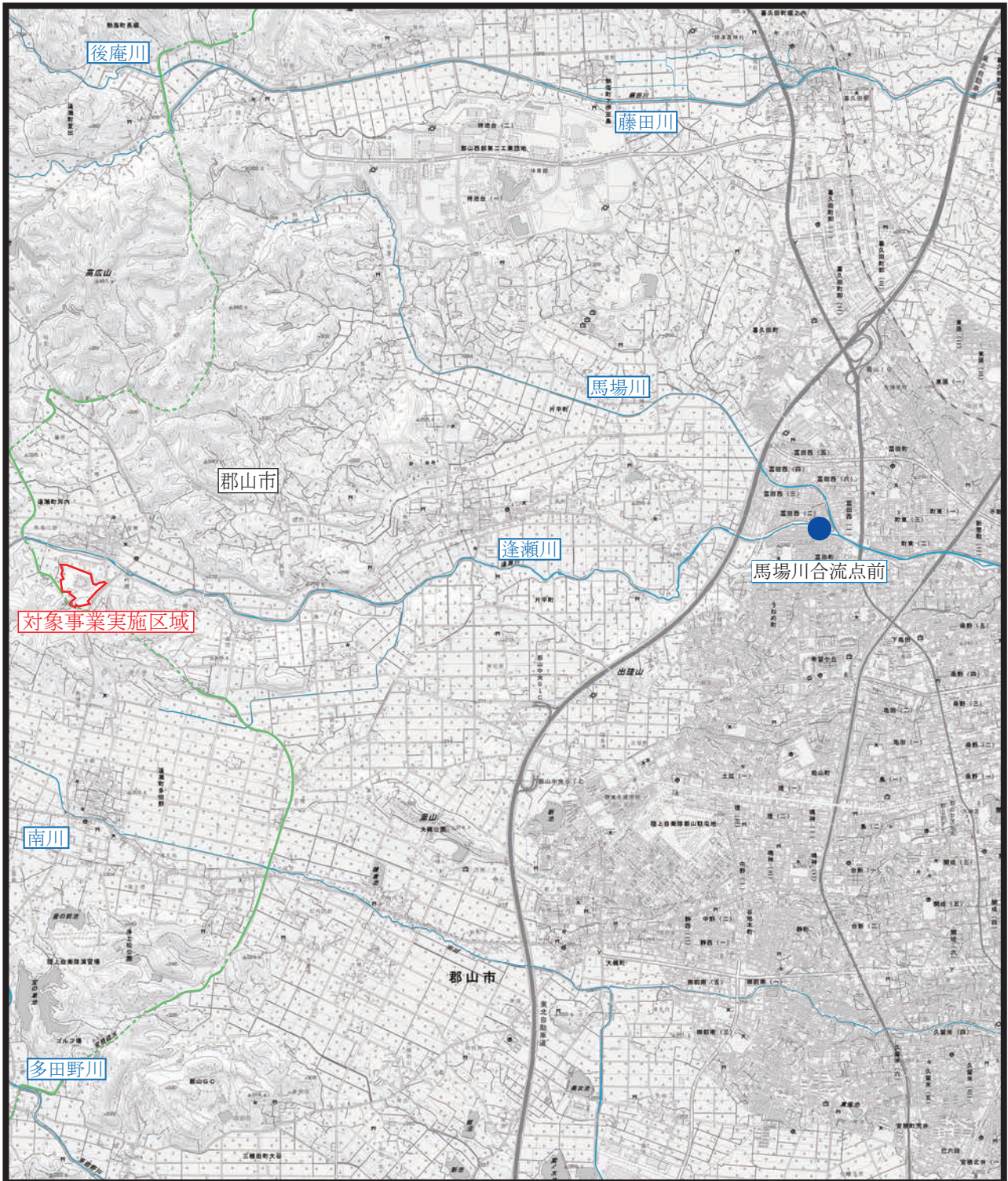
出典：郡山市河川図（平成26年、郡山市）

表3.1.2-2 流量測定結果

単位：m³/s

河川名	測定地点	測定年度 (令和)	平均値	最小値	25%値	最大値
逢瀬川	馬場川合流点前	元年	0.77	0.16	0.23	2.04
		2年	0.50	0.07	0.13	0.88
		3年	0.74	0.24	0.27	1.60
		4年	0.51	0.10	0.26	1.24
		5年	0.42	0.15	0.19	0.81

出典：水質年報（令和元年度～令和5年度）（福島県）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 主要な河川
- : 水質調査地点
- : 安積疎水（破線部分は暗渠）



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

図3. 1. 2-1 主要な河川及び水質測定地点図

2) 水質

(1) 水質汚濁発生源の状況

令和6年度の本市における「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく特定事業所の届出状況は表3.1.2-3に示すとおりである。

表3.1.2-3 水質汚濁防止法に基づく特定事業所の届出状況

市名	項目	特定事業場数
郡山市	特定事業場	714 (100)

注：（）は、排水規制対象特定事業場数を示す。

出典：令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

(2) 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における河川水質測定結果（生活環境項目）及び河川水質測定結果（健康項目）は表3.1.2-4に、測定地点は前頁図3.1.2-1に示すとおりである。

測定の結果、大腸菌数を除く全ての項目で環境基準を満足していた。

また、令和6年度におけるダイオキシン類測定結果は表3.1.2-5に示すとおりであり、年平均値は環境基準を達成していた。

表3.1.2-4 (1/3) 河川水質測定結果（生活環境項目）

河川名	測定地点	類型	年度	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
			令和	—	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(CFU/100mL)
逢瀬川	馬場川合流点前	A	2年	7.4	1.4	4	11	—
			3年	7.4	1.2	5	11	—
			4年	7.4	1.1	6	11	260
			5年	7.5	1.3	6	11	●650
			6年	7.5	1.0	7	11	●510
環境基準		A	—	6.5～8.5	2.0 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下

注：1) 「●」は、環境基準値を超過したことを示す。

2) 環境省の定める方法によりBODの評価は75%値が、大腸菌数の評価は90%値が環境基準と比較される。

3) 大腸菌数のデータは、水質汚濁に係る水質環境基準（環境庁告示59号）が令和4年4月1日に改正されたため、令和4年度以降のデータとなる。

出典：環境調査結果（令和2年度～令和6年度）（郡山市）

表3.1.2-4 (2/3) 河川水質測定結果 (生活環境項目)

河川名	測定地点	類型	年度	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
			令和	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
逢瀬川	馬場川合流点前	生物A	2年	0.002	<0.00006	0.0009
			3年	0.002	<0.00006	0.0050
			4年	0.002	<0.00006	0.0085
			5年	0.002	<0.00006	0.0008
			6年	<0.001	<0.00006	0.0014
環境基準		生物A	-	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下

出典：環境調査結果（令和2年度～令和6年度）（郡山市）

表3.1.2-4 (3/3) 河川水質測定結果 (健康項目)

単位：mg/L

河川名	逢瀬川		環境基準
	馬場川合流点前		
	測定時期	5月11日	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.02	<0.02	0.02mg/L以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
PCB	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	<0.0006	—	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	—	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	—	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	0.5	0.5	—
亜硝酸性窒素	<0.1	0.1	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.6	0.7	10mg/L以下
ふっ素	0.1	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	0.04	0.04	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下

出典：水質年報（令和5年度）（福島県）

表3.1.2-5 ダイオキシン類測定結果（水質）

単位：pg-TEQ/L

測定地点		測定結果	環境基準
逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.61	1
	阿武隈川合流前（2回目）	0.073	
	年平均値	0.34	

出典：環境等測定調査結果（令和6年度）（福島県）

(3) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの水質汚濁に係る苦情件数は表3.1.2-6に示すとおりであり、0～5件であった。

表3.1.2-6 水質汚濁に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	水質汚濁	3	3	0	2	5

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

3) 底質

(1) 底質の状況

令和6年度におけるダイオキシン類測定結果は表3.1.2-7に、測定地点は図3.1.2-1に示すとおりであり、環境基準を満足していた。

表3.1.2-7 ダイオキシン類測定結果（水底の底質）

単位：pg-TEQ/g

測定地点		測定結果	環境基準
逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.50	150

出典：環境等測定調査結果（令和6年度）（福島県）

4) 地下水

(1) 地下水の状況

対象事業実施区域及びその周辺における令和5年度の地下水に係る測定結果は表3.1.2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査（ローリング方式）、平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点、又は環境基準以下で検出され継続監視が必要と判断された地点の経年的な水質を監視するための継続監視調査、概況調査において環境基準以下であった地点や、継続監視調査で新たに環境基準超過が判明した地点等の汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査を実施している。

測定の結果、継続監視調査で環境基準を満足していない項目がみられた。

また、令和6年度におけるダイオキシン類測定結果は表3.1.2-9に示すとおりであり、環境基準を満足していた。

表3.1.2-8 (1/3) 概況調査 (ローリング方式)

単位 : mg/L

項目	測定地点	環境基準
	片平町	
	2023年7月18日	
カドミウム	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.01	0.02mg/L以下
砒素	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.043	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0064	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	0.01mg/L以下
セレン	<0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	5.9	—
亜硝酸性窒素	<0.1	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.0	10mg/L以下
ふっ素	<0.08	0.8mg/L以下
ほう素	<0.02	1mg/L以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05mg/L以下

出典 : 令和5年度水質年報 (福島県)

表3.1.2-8 (2/3) 継続監視調査

単位：mg/L

項目	測定地点		環境基準
	待池台周辺地区	富田町周辺地区	
	2023年11月8日	2023年11月29日	
カドミウム	—	—	0.003mg/L以下
全シアン	—	—	検出されないこと
鉛	●0.021	—	0.01mg/L以下
六価クロム	—	—	0.02mg/L以下
砒素	—	—	0.01mg/L以下
総水銀	—	—	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	—	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	—	0.003	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	—	●0.19	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.002	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	<0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	0.002mg/L以下
チウラム	—	—	0.006mg/L以下
シマジン	—	—	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	—	—	0.02mg/L以下
ベンゼン	—	—	0.01mg/L以下
セレン	—	—	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	10mg/L以下
ふっ素	—	—	0.8mg/L以下
ほう素	—	—	1mg/L以下
クロロエチレン	—	●0.0039	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	—	0.05mg/L以下

注：「●」は、環境基準値を超過したことを示す。

出典：令和5年度水質年報（福島県）

表3.1.2-8 (3/3) 汚染井戸周辺地区調査

単位：mg/L

項目	測定地点					環境基準
	片平町					
	井戸番号					
	000500	000600	000700	000800	000900	
	2023年8月25日	2023年8月25日	2023年8月29日	2023年9月5日	2023年9月12日	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
砒素	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.024	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	<0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0038	<0.0005	<0.0005	0.0023	<0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006mg/L以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10mg/L以下
ふっ素	—	—	—	—	—	0.8mg/L以下
ほう素	—	—	—	—	—	1mg/L以下
クロロエチレン	—	—	—	—	—	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下

出典：令和5年度水質年報（福島県）

表3.1.2-9 ダイオキシン類測定結果（地下水）

単位：pg-TEQ/L

測定地点	測定結果	環境基準
日和田町八丁目	0.37	1
逢瀬町多田野	0.050	

出典：環境等測定調査結果（令和6年度）（福島県）

1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

(1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺の土壌の状況は図3.1.3-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は主に赤黄色土壌により構成されており、その周辺は赤黄色土壌、褐色森林土壌、黄褐色土壌及びグライ土壌により構成されている。

(2) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域及びその周辺における「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域は表3.1.3-1及び図3.1.3-2に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には要措置区域は存在しない。

表3.1.3-1 形質変更時要届出区域の指定状況

No.	指定年月日	所在地	区域の面積 (m ²)	基準に適合しない特定 有害物質	備考
1	平成24年10月5日 平成26年11月11日 (区域追加)	郡山市待池台二丁目 2-9、2-10、3、3-2、3- 3、3-4、5-1	77,358.1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	自然由来 特例区域
2	平成25年2月5日	郡山市待池台二丁目60-3	12,257.05	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	
3	平成25年2月5日	郡山市待池台二丁目60-25	4,445.44	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	
4	平成27年2月9日	郡山市待池台一丁目36 番、37番、38番	19,370.98	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	
5	令和4年9月29日	郡山市待池台二丁目60番 5、60番7、60番8、60番27 及び60番28並びに熱海町 長橋字向原20番6、20番19 及び20番20	10,229.82	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	

注：No. は、図3.1.3-2に対応する。

出典：要措置区域及び形質変更時要届出区域（令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ）

(3) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの土壌汚染に係る苦情件数は表3.1.3-2に示すとおりであり、0～1件であった。

表3.1.3-2 土壌汚染に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	土壌汚染	1	0	0	0	1

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）



凡例



: 対象事業実施区域



: 土壌図の区分線

(区分線より西側が「土地分類基本調査(土壌図) 猪苗代湖」、東側が土地分類基本調査(土壌図) 郡山)



S = 1 : 50,000



出典：「土地分類基本調査(土壌図) 猪苗代湖」
(昭和48年3月 福島県)
「土地分類基本調査(土壌図) 郡山」
(昭和43年3月 経済企画庁)

図3. 1. 3-1(1/2) 土壌図

図3.1.3-1(2/2) 土壌図

土壌図 (猪苗代湖)				土壌図 (郡山)			
岩石地		湿性褐色森林土壌		褐色森林土壌		黄褐色土壌	
			赤津 3 統		赤坂 1 統		安積統
岩屑性土壌			湖南 3 統		赤坂 2 統		郡山統
	金山統	黄色土壌			熱海 1 統		福室統
砂丘未熟土壌			堀口統		熱海 2 統		四郎丸統
	箆統	褐色低地土壌		褐色森林土壌 (黄褐色型)			荒浜統
厚層黒ボク土壌			原統		三春 1 統		北多久統
	新屋敷統	粗粒褐色低地土壌			三春 2 統		氷見統
黒ボク土壌			浜路統		三春 3 統	黒色土壌	
	馬渡統		中小松統		鶴石 1 統		大槻統
	土船統	細粒灰色低地土壌			鶴石 2 統		篠永統
多湿黒ボク土壌			山崎統		金沢統	灰褐色土壌	
	西田面統		金谷統		河内 1 統		諸橋統
	安佐野統		栗生統		河内 2 統		三穂田統
粗粒多湿黒ボク土壌		細粒グライ土壌			小川 1 統		逢瀬統
	奥中地統		中地統		小川 2 統		安来統
黒ボクグライ土壌		グライ統		褐色森林土壌 (灰黄型)			善通寺統
	御代統		中野統		山寺 1 統	灰色土壌	
淡色黒ボク土壌		低位泥炭土壌			山寺 2 統		喜久田統
	横沢統		浜前統		日和田統		早稲原統
	共和統		舟津統	未熟褐色森林土壌 (黄褐色型)			藤代統
乾性褐色森林土壌		黒泥土壌			矢沢 1 統		宝田統
	赤津 1 統		中浜統		矢沢 2 統		加茂統
	湖南 1 統	その他		未熟褐色森林土壌 (暗褐色型)		グライ土壌	
褐色森林土壌			未区分地 (市街)		高倉 1 統		保倉統
	赤津 2 統		統の界線		高倉 2 統		川副統
	湖南 2 統		試杭点位置及び番号	赤黄色土壌			千年統
					大谷統	強グライ土壌	
					片平統		富曾亀統
				赤色土壌			田川統
					白沢統		西山統
				その他岩石地・砂礫地等			東浦統
							芝井統
							統の境界
							試杭点位置及び番号

山地・丘陵地の土壌


台地・低地の土壌

出典：「土地分類基本調査 (土壌図) 猪苗代湖」 (昭和48年3月 福島県)


「土地分類基本調査 (土壌図) 郡山」 (昭和43年3月 経済企画庁)



凡例

 : 対象事業実施区域

 ①～⑤ : 形質変更時要届出区域

注：場所が特定できない地点については  で示した。



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3. 1. 3-2 形質変更時要届出区域

2) 地盤

(1) 地盤沈下の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地盤沈下の状況を把握できる既存資料等は確認されなかった。

(2) 苦情の状況

本市における令和2年度～令和6年度までの地盤沈下に係る苦情件数は表3.1.3-3に示すとおりであり、0件であった。

表3.1.3-3 地盤沈下に係る苦情件数

単位：件数

市名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
郡山市	地盤沈下	0	0	0	0	0

出典：令和3年度～令和7年度版福島県環境白書資料編（確定版）（福島県）

1.4 地形及び地質の状況

1) 地形

対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況は図3.1.4-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は主に砂礫台地により構成されており、その周辺は砂礫台地及び急斜面により構成されている。

なお、「福島県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）によると、対象事業実施区域の南西側、約2kmに安山岩の柱状節理が存在する。

(空白)



凡例

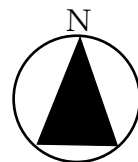


: 対象事業実施区域



: 地形分類図の区分線

(区分線より西側が「土地分類基本調査(地形分類図)猪苗代湖」、東側が土地分類基本調査(地形分類図)郡山)




S = 1 : 50,000



出典：「土地分類基本調査(地形分類図)猪苗代湖」
 (昭和48年3月 福島県)
 「土地分類基本調査(地形分類図)郡山」
 (昭和43年3月 経済企画庁)

図3.1.4-1(1/2) 地形図

図3.1.4-1(2/2) 地形図

地形分類図 (猪苗代湖)			地形分類図 (郡山)			
山地・丘陵地		中起伏山地	山地・丘陵地		山頂・山腹緩斜面	
		小起伏山地			山麓緩斜面	
		丘陵地			急斜面 (谷密度80以上)	
		丘陵地			急斜面 (谷密度80未満)	
(段砂礫台地及扇状地)		上位砂礫段丘	台地・段丘		砂礫台地 Gt I (上位)	
		中位砂礫段丘			砂礫台地 Gt II ⁺ (中位)	
		下位砂礫段丘			砂礫台地 Gt II (中位)	
		上位扇状地			砂礫台地 Gt III ⁺ (下位)	
		中位扇状地			砂礫台地 Gt III (下位)	
低地		三角州		岩石台地		岩石台地 Rt I (上位)
		湖岸平野				岩石台地 Rt II (中位)
		干潟及び湿地 (及び干拓地)				岩石台地 Rt III (下位)
		埋立地		低地		谷底平野
その他		麓屑面及び崖錐			自然堤防・砂堆	
		山頂緩斜面又は溶岩台地			河原・裸地	
		砂礫堆及び砂丘	その他		湿地	
		土石流・土汜り地形			崖	
		遷移点			崩壊地形	
		国道			遷移点	
		県道				
		1級河川流域界				
		2級河川流域界				
		農業用ポンプ場				
		水力発電所 (主要なもの)				
		水門 (主要なもの)				
		ダム				
	地形界					

出典：「土地分類基本調査 (地形分類図) 猪苗代湖」 (昭和48年3月 福島県)

「土地分類基本調査 (地形分類図) 郡山」 (昭和43年3月 経済企画庁)

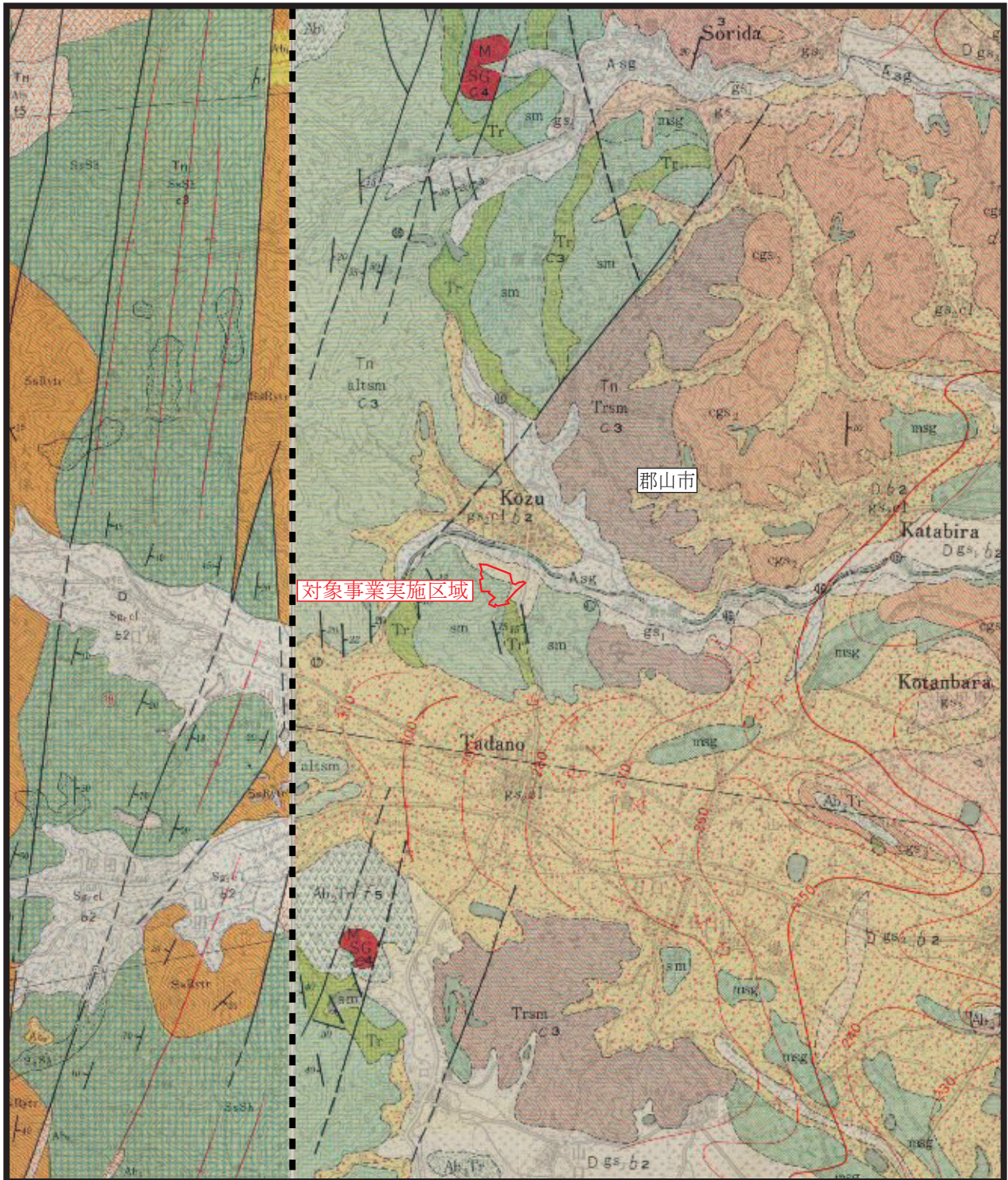
2) 地質

対象事業実施区域及びその周辺における地質の状況は図3.1.4-2に示すとおりである。

対象事業実施区域は主に固結堆積物及び未固結堆積物により構成されており、その周辺は固結堆積物、未固結堆積物及び火山性堆積物により構成されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に重要な地質は存在しない。

(空白)



凡例



: 対象事業実施区域



: 表層地質図の区分線
 (区分線より西側が「土地分類基本調査(表層地質図)猪苗代湖」、東側が土地分類基本調査(表層地質図)郡山)



S = 1 : 50,000



出典 : 「土地分類基本調査(表層地質図)猪苗代湖」
 (昭和48年3月 福島県)
 「土地分類基本調査(表層地質図)郡山」
 (昭和43年3月 経済企画庁)

図3.1.4-2(1/2) 地質図

1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 当該地域の自然状況

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図を図3.1.5-1に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、造成地のほか、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ群落、クリ・コナラ群落、水田雑草群落、ゴルフ場・芝地が分布している。


また、西南西に約3.7kmの地点には特定植物群落である「山田原のブナ林」がある。

(空白)



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 山田原のブナ林



S = 1:50,000



図3.1.5-1 (1/2) 現存植生図

- | | | | |
|---|------------------|---|-------------------|
|  | チシマザサ-ブナ群団 |  | ヨシクラス |
|  | スズタケ-ブナ群団 |  | ミゾソバ-ヨシ群落 |
|  | ヒノキアスナロ群落 |  | ツルヨシ群集 |
|  | クロベ-キタゴヨウ群落 |  | オギ群集 |
|  | ジュウモンジシダ-サワグルミ群集 |  | ヒルムシロクラス |
|  | ケヤキ群落 |  | スギ・ヒノキ・サワラ植林 |
|  | オオモミジ-ケヤキ群集 |  | アカマツ植林 |
|  | ヤナギ高木群落 |  | カラマツ植林 |
|  | ヤナギ低木群落 |  | ニセアカシア群落 |
|  | 河辺アカマツ群落 |  | その他植林（落葉広葉樹） |
|  | 岩角地・風衝地低木群落 |  | 竹林 |
|  | ササ群落 |  | ゴルフ場:芝地 |
|  | ブナ-ミズナラ群落 |  | 牧草地 |
|  | クリ-ミズナラ群落 |  | 路傍・空地雑草群落 |
|  | オオバクロモジ-ミズナラ群集 |  | 放棄畑雑草群落 |
|  | オクチョウジザクラ-コナラ群集 |  | 果樹園 |
|  | オニグルミ群落 |  | 畑雑草群落 |
|  | ケヤキ群落 |  | 水田雑草群落 |
|  | アカマツ群落 |  | 放棄水田雑草群落 |
|  | ニシキウツギ-ノリウツギ群落 |  | 市街地 |
|  | タニウツギ-ノリウツギ群落 |  | 緑の多い住宅地 |
|  | ササ群落 |  | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
|  | ススキ群団 |  | 工場地帯 |
|  | 伐採跡地群落 |  | 造成地 |
|  | シキミ-モミ群集 |  | 開放水域 |
|  | イロハモミジ-ケヤキ群集 |  | 自然裸地 |
|  | クリ-コナラ群集 |  | 残存:植栽樹群地 |
|  | アズマネザサ群落 | | |

出典：自然環境調査Web-GIS
 (生物多様性センターホームページ 令和8年2月閲覧)
 保護林の設定に向けた調査事業平成22年度報告書
 (関東森林管理局)

図3.1.5-1(2/2) 現存植生図

2) 動物

(1) 重要な動物種の選定

対象事業実施区域及びその周辺における重要な動物種を表3.1.5-1及び表3.1.5-2に示す文献に基づいて整理した。

表3.1.5-1 確認文献一覧

番号	文献	選定基準
①	レッドデータブックふくしまⅠー福島県の絶滅のおそれのある野生生物ー(植物/昆虫類/鳥類) (平成14年3月 福島県)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種
	レッドデータブックふくしまⅡー福島県の絶滅のおそれのある野生生物ー(淡水魚類/両生・爬虫類/哺乳類) (平成14年3月 福島県)	
②	第2回～第6回自然環境保全基礎調査 (生物多様性センターホームページ)	対象事業実施区域及びその周辺5km程度の範囲が含まれるメッシュにおいて確認された種
③	郡山市史 続編4 資料 (平成26年10月 郡山市史編さん委員会)	掲載種全て
④	福島に生きる (平成25年4月 南相馬市博物館)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種
⑤	全国鳥類繁殖分布調査 (生物多様性センターいきものログ 令和8年2月閲覧)	本市が含まれるメッシュにおいて確認された種
⑥	ふくしまに生きる爬虫・両生類 (平成27年4月 南相馬市博物館)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種
⑦	福島県の淡水魚 (平成14年 福島県内水面水産試験場)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種
⑧	新・福島県の蝶 (平成29年5月 渡辺浩 著)	本市、中通り地方、県内全域での採取記録が記載された種

表3.1.5-2 (1/2) 重要種選定根拠

番号	文献	指定区分
I	文化財保護法 (昭和25年 5月30日法律第214号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
II	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律 (平成4年 6月5日法律第75号)	・国内希少野生動植物種 ・国際希少野生動植物種 ・特定第一種国内希少野生動植物種 ・特定第二種国内希少野生動植物種 ・緊急指定種
III	環境省レッドリスト 2020 (令和2年 3月 環境省報道発表資料)	・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類 (CR) ・絶滅危惧 I B 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・地域個体群 (LP)
IV	ふくしまレッドリスト (2024年版) (令和7年 3月 福島県)	・絶滅 (EX) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類 (CR) ・絶滅危惧 I B 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD)

表3.1.5-2 (2/2) 重要種選定根拠

番号	指定区分	選定基準
I	・特別天然記念物	天然記念物のうち、世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	・国指定天然記念物	動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの
II	・国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの
	・国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの
	・特定第一種国内希少野生動植物種	次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	・特定第二種国内希少野生動植物種	次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	・緊急指定種	環境大臣が国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるもの
III	・絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	・野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみで存続している種
	・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	・絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	・絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	・絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	・準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
	・情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
IV	・地域個体群 (LP)	孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
	・絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
	・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	・絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	・絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	・絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	・準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
	・情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種

(2) 重要な動物種の確認状況

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺では、5目7科7種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-3に示す。

表3.1.5-3 重要な哺乳類の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾				
				①	②	③	④	I	II	III	IV	
1	モグラ目	モグラ科	ミズラモグラ	●							NT	DD
2	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ				●					DD
3	ネズミ目	リス科	ニホンモモンガ			●						DD
4		ヤマネ科	ヤマネ	●		●		国天				DD
5		ネズミ科	スミスネズミ	●		●						DD
6	ネコ目 (食肉目)	イタチ科	ニホンイイズナ	●							NT	DD
7	ウシ目 (偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	●	●	●	●	特天				
計	5目	7科	7種	5種	1種	4種	2種	2種	0種	2種	2種	6種

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-1に示す番号と対応している。
 2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。
 I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
 II 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種
 緊急：緊急指定種
 III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 3) 種名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）に準じた。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺では、13目26科62種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-4に示す。

表3.1.5-4 重要な鳥類の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾				
				①	②	③	⑤	I	II	III	IV	
1	カモ目	カモ科	ヒシクイ			●		国天		VU	NT	
2			マガン	●		●		国天			NT	
3			オシドリ			●	●				NT	
4			トモエガモ		●	●				VU	NT	
5	ハト目	ハト科	アオバト	●		●	●			NT		
6	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	●	●	●	●				VU	
7			オオヨシゴイ	●					国内	CR	EX	
8			ミゾゴイ	●			●			VU	CR+EN	
9			ササゴイ	●	●	●	●				NT	
10			アマサギ		●	●					VU	
11			チュウサギ	●		●					NT	
12			コサギ		●	●					NT	
13	ツル目	クイナ科	クイナ	●		●				VU		
14			ヒクイナ	●	●	●				CR+EN		
15			バン	●	●	●	●			VU		
16	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ		●	●	●			NT		
17	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			●	●			NT		
18	チドリ目	チドリ科	タグリ	●		●					NT	
19			ケリ	●		●	●				CR+EN	
20			シロチドリ			●				VU	NT	
21		セイタカシギ科	セイタカシギ	●							NT	
22		シギ科	オオジシギ			●					CR+EN	
23			キョウジョシギ			●					NT	
24			ハマシギ			●					NT	
25		タマシギ科	タマシギ	●							CR+EN	
26		タカ目	タカ科	ハチクマ	●							NT
27				オジロワシ			●		国天	国内		CR+EN
28	オオワシ			●		●		国天	国内		CR+EN	
29	チュウヒ			●					国内	EN	CR+EN	
30	ハイイロチュウヒ			●		●					NT	
31	ツミ			●		●					NT	
32	ハイタカ			●			●				NT	
33	オオタカ			●		●	●				VU	
34	サンバ			●	●	●	●				NT	
35	クマタカ			●		●	●		国内	EN	CR+EN	
36	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク			●				VU		
37			コノハズク	●		●	●				VU	
38			フクロウ			●	●				NT	
39			アオバズク	●		●	●				VU	
40			トラフズク	●		●					CR+EN	
41			コミミズク			●					VU	
42	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカシヨウビン	●			●			NT		
43			ヤマセミ			●	●				NT	
44	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	●		●	●	国天	国内	NT		
45	ハヤブサ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	●							NT	
46			チゴハヤブサ				●				CR+EN	
47			ハヤブサ	●		●	●		国内		VU	
48	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ				●		国内	EN		
49		サンショウクイ科	サンショウクイ	●		●	●				NT	
50		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	●	●	●	●				NT	
51		モズ科	アカモズ	●	●				国内	EN	CR+EN	
52		ヒバリ科	ヒバリ	●	●	●	●				NT	
53		ツバメ科	コシアカツバメ	●							VU	
54		ヨシキリ科	オオヨシキリ	●	●	●	●				NT	
55			コヨシキリ	●	●	●					VU	
56		セッカ科	セッカ	●			●				NT	
57		キバシリ科	キバシリ				●				NT	
58		ヒタキ科	マミジロ	●		●	●				VU	
59			トラツグミ			●	●	国天	国内		NT	
60			アカハラ			●	●				NT	
61		ホオジロ科	ホオアカ	●	●	●	●				VU	
62	ノジロ				●	●					NT	
計	13目	26科	62種	40種	15種	47種	33種	6種	10種	9種	61種	

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-1に示す番号と対応している。

2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。

I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 国内：国内希少野生動物植物種 国際：国際希少野生動物植物種 第一：特定第一種国内希少野生動物植物種 第二：特定第二種国内希少野生動物植物種

III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3) 種和名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）」に準じた。

③ 両生類

対象事業実施区域及びその周辺では、2目5科9種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-5に示す。

表3.1.5-5 重要な両生類の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾			
				①	③	④	⑥	I	II	III	IV
1	有尾目	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ	●	●	●	●			NT	NT
2			クロサンショウウオ	●			●			NT	NT
3			バンダイハコネサンショウウオ				●			NT	NT
4		イモリ科	アカハライモリ	●			●			NT	NT
5	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル		●		●				NT
6		アカガエル科	ニホンアカガエル		●		●				NT
7			トノサマガエル	●						NT	VU
8			トウキョウダルマガエル	●	●		●			NT	NT
9		アオガエル科	カヅカガエル	●	●		●				NT
計	2目	5科	9種	6種	5種	1種	8種	0種	0種	6種	9種

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-1に示す番号と対応している。

2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。

I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種

III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3) 種和名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）に準じた。

④ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺では、1目3科6種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-6に示す。

表3.1.5-6 重要な爬虫類の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾			
				①	③	④	⑥	I	II	III	IV
1	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				●				NT
2		ナミヘビ科	ジムグリ		●		●				NT
3			シロマダラ	●	●	●	●				NT
4			ヒバカリ	●			●				NT
5			ヤマカガシ		●		●				NT
6		クサリヘビ科	ニホンマムシ		●		●				NT
計	1目	3科	6種	2種	4種	1種	6種	0種	0種	0種	6種

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-1に示す番号と対応している。

2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。

I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種

III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3) 種和名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）に準じた。

⑤ 淡水魚類

対象事業実施区域及びその周辺では、6目9科18種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-7に示す。

表3.1.5-7 重要な淡水魚類の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾					指定状況 ²⁾							
				①	②	③	④	⑦	I	II	III	IV				
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ		●	●		●				VU	EN			
2	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ			●		●					EN			
3			キンブナ		●			●					VU	EN		
4			ヤリタナゴ						●					NT	EN	
5			タナゴ						●					EN	EN	
6			アカヒレタビラ		●					●					EN	
7			ゼニタナゴ							●		特定			CR	CR
8			シナイモツゴ					●		●		特定			CR	CR
9			ドジョウ科	ドジョウ			●			●					NT	DD
10		フクドジョウ科	ホトケドジョウ		●	●			●					EN	VU	
11	ナマズ目	ギギ科	ギバチ		●	●		●					VU	EN		
12		アカザ科	アカザ					●					VU	CR		
13	サケ目	サケ科	ニッコウイワナ					●						DD		
14			サクラマス(ヤマメ)			●		●						NT		
15	トゲウオ目	トゲウオ科	イトヨ			●								LP	CR	
16	スズキ目	ハゼ科	シマヨシノボリ					●							NT	
17			オオヨシノボリ						●							EN
18			ジュズカケハゼ		●											NT
計	6目	9科	18種	1種	5種	7種	1種	16種	0種	2種	16種	14種				

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-1に示す番号と対応している。

2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。

I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 国内：国内希少野生動物種 国際：国際希少野生動物種 第一：特定第一種国内希少野生動物種 第二：特定第二種国内希少野生動物種

III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3) 種和名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）に準じた。

⑥ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺では、4目14科18種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-8に示す。

表3.1.5-8 重要な昆虫類の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾					指定状況 ²⁾					
				①	②	③	④	⑤	I	II	III	IV		
1	トンボ目 (蜻蛉目)	カワトンボ科	アオハダトンボ		●							NT		
2		ヤンマ科	マダラヤンマ			●						NT	DD	
3		サナエトンボ科	ナゴヤサナエ	●								VU	CR+EN	
4		エゾトンボ科	ハネヒロエゾトンボ	●	●							VU	VU	
5	カメムシ目 (半翅目)	コオイムシ科	コオイムシ	●								NT		
6			タガメ	●		●				国内		VU	NT	
7	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	●				●				NT		
8			チャマダラセセリ	●								EN	CR+EN	
9		シジミチョウ科	カラスシジミ					●					NT	
10		タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン					●					VU	
11			オオムラサキ	●	●	●		●					NT	
12			シロチョウ科	ヒメシロチョウ	●				●					VU
13	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	スリカミメクラチビゴミムシ				●					EN	CR+EN	
14		ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	●		●				国内		VU	NT	
15			トウホクナガケシゲンゴロウ					●					NT	
16		クワガタムシ科	オオクワガタ	●									VU	NT
17		コガネムシ科	オオチャイロハナムグリ	●									NT	
18		ハムシ科	オオルリハムシ	●									NT	NT
計	4目	14科	18種	12種	3種	4種	2種	5種	0種	2種	15種	12種		

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-1に示す番号と対応している。

2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。

I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種

III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I類 VU：絶滅危惧 II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3) 種和名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）に準じた。

3) 植物

(1) 植物相

① 重要な植物種の選定

対象事業実施区域及びその周辺における重要な植物種を表3.1.5-2及び表3.1.5-9に示す文献に基づいて整理した。

表3.1.5-9 確認文献一覧

番号	文献	選定基準
①	レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－(植物/昆虫類/鳥類) (平成14年3月 福島県)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種
②	郡山市史 続編4 資料 (平成26年10月 郡山市史編さん委員会)	掲載種全て
③	福島に生きる (平成25年4月 南相馬市博物館)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種
④	福島県植物誌 (昭和62年 福島県植物誌編さん委員会)	本市、中通り地方、県内全域で確認と記載された種

② 重要な植物種の確認状況

対象事業実施区域及びその周辺では、25目59科178種の重要種が確認された。確認された重要種の一覧を表3.1.5-10に示す。

表3.1.5-10 (1/4) 重要な植物の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾							
				①	②	③	④	I	II	III	IV				
1	ミズニラ目	ミズニラ科	ミズニラ	●							NT	NT			
2	ウラボシ目	ナヨシダ科	ウサギシダ	●								NT			
3		オシダ科	オオクジャクシダ	●								NT			
4			イノデモドキ	●								EN			
5		オモダカ目	オモダカ科	サジオモダカ				●					VU		
6	トウゴクヘラオモダカ					●						EN	CR		
7	マルバオモダカ							●					VU	VU	
8	アギナシ			●				●					NT	VU	
9	ウリカワ							●						EN	
10	トチカガミ科		マルミスブタ	●				●					VU	EX	
11			ヤナギスブタ					●						VU	
12			トチカガミ					●					NT	CR	
13			ホッサモ					●						NT	
14			ミズオオバコ					●					NT	VU	
15			セキショウモ					●						VU	
16			ヒルムシロ科	イトモ	●				●					NT	NT
17				エゾノヒルムシロ					●						VU
18				ヤナギモ					●						NT
19				ヒロハノエビモ					●						VU
20	ササバモ							●						VU	
21	ユリ目		サルトリイバラ科	マルバサンキライ				●						VU	
22			ユリ科	ヒメサユリ				●					NT	NT	
23	クサスギカズラ目		ラン科	エビネ	●	●		●					NT	VU	
24				ギンラン				●						NT	
25		キンラン		●	●		●						NT	VU	

表3.1.5-10 (2/4) 重要な植物の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾					
				①	②	③	④	I	II	III	IV		
26	クサスギカズラ目	ラン科	クゲヌマラン	●			●			VU	DD		
27			ユウシュンラン				●			NT	VU		
28			コアツモリソウ	●						NT	EN		
29			クマガイソウ	●		●				VU	EN		
30			アツモリソウ	●				●		VU	CR		
31			イチヨウラン	●				●			EN		
32			カモメラン	●						NT	CR		
33			シロテンマ				●			EN	EN		
34			アケボノシュスラン	●							NT		
35			ミズトンボ	●				●		NT	EN		
36			ハクウンラン	●							NT		
37			コフタバラン	●							VU		
38			サカネラン				●			VU	CR		
39			コケイラン	●				●			VU		
40			サギソウ	●				●		NT	EN		
41			ツレサギソウ					●			CR		
42			ヤマサギソウ					●		VU			
43			トキシソウ	●	●			●		NT	NT		
44			ヤマトキシソウ	●							VU		
45			ウチョウラン	●						NT	EN		
46			ヒトツボクロ	●							NT		
47			オオミズトンボ	●						EN	CR		
48			キバナノアツモリソウ	●						VU	DD		
49			タンザワサカネラン				●			EN	CR		
50			トケンラン	●						VU	EN		
51			バラ科		キビナワシロイチゴ	●			●		NT		
52			アヤメ科		カキツバタ	●	●			NT	VU		
53			クサスギカズラ科		キジカクシ				●		CR		
54					スズラン	●			●		VU		
55					ヒメマイヅルソウ	●					VU		
56			アゼナ科		スズメノトウガラシ	●			●		VU		
57			イネ目	ガマ科	ミクリ	●			●		NT	NT	
58						ヒメミクリ				●		VU	EN
59				ホシクサ科	ホシクサ	●			●			VU	
60						イヌノヒゲ	●			●		NT	
61				カヤツリグサ科	イトテンツキ				●		NT	EX	
62						ミヤマジュズスゲ				●		NT	
63						ヒエスゲ	●					DD	
64						ヌカスゲ	●			●		VU	
65						ノゲヌカスゲ	●					VU	
66						サップロスゲ				●		NT	
67						タイワンヤマイ	●					NT	
68						マツカサスキ	●			●		VU	
69						オオタマツリスゲ	●					VU	
70						ヌイオスゲ	●					VU	VU
71						ノグサ				●		CR	
72						ビヤッコイ			●			CR	CR
73					イネ科	ヒナザサ				●		NT	NT
74						ウキシバ				●		NT	
75						オオシダザサ	●			●		DD	
76		タキザワザサ		●				●		DD			
77		ウシクサ						●		EN			
78		ウスバザサ						●		DD			
79		ハコネナンブスズ						●		DD			
80	キンボウゲ目	ケシ科		ジロボウエンゴサク	●					DD			
81					ツルケマン	●					EN		
82					ツルケケマン				●		EN		
83					ナガミノツルケケマン				●		NT		
84		キンボウゲ科		フクジュソウ				●		VU			
85					レンゲショウマ	●			●		NT		

表3.1.5-10 (3/4) 重要な植物の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾					
				①	②	③	④	I	II	III	IV		
86	キンボウゲ目	キンボウゲ科	カザグルマ	●			●				NT	EN	
87			オキナグサ	●	●		●				NT	EN	
88			バイカモ	●			●						VU
89			タガラシ				●						NT
90			オトコゼリ				●						EN
91	ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク	●	●		●				NT	VU	
92		スグリ科	ヤシャビシヤク	●							NT	NT	
93		ユキノシタ科	イワネコノメソウ	●								VU	
94			クロクモソウ	●								VU	
95		タコノアシ科	タコノアシ	●			●				NT	NT	
96		アリノトウグサ科	ホザキノフサモ				●					EN	
97		ベンケイソウ科	オオチチツバベンケイ			●					CR	EN	
98	マメ目	マメ科	イタチササゲ				●					VU	
99			エゾノレンリソウ	●			●					NT	
100			レンリソウ				●					CR	
101			イヌハギ	●			●				NT	CR	
102			マキエハギ				●					CR	
103		ヒメハギ科	ヒナノキンチャク	●			●				NT	CR	
104		バラ目	イラクサ科	トキホコリ	●			●				NT	VU
105	イラクサ						●					NT	
106	バラ科		ザイフリボク	●								VU	
107			ヒロハノカワラサイコ				●				VU	VU	
108		ナンキンナナカマド				●					NT		
109	キントラノオ目	トウダイグサ科	ノウルシ	●							NT	VU	
110		ヤナギ科	マルバヤナギ	●			●					NT	
111			コゴメヤナギ	●								VU	
112		スマレ科	シロスマレ	●								CR	
113		アマ科	マツバニンジン	●			●				CR	CR	
114		オトギリソウ科	ミヤコオトギリ	●								DD	
115	フトモモ目	ミソハギ科	ミズマツバ				●				NT	CR	
116			ヒメビシ	●			●				VU	EX	
117		アカバナ科	オオアカバナ	●							VU	VU	
118	アオイ目	ジンチョウゲ科	オニシバリ				●				NT		
119	アブラナ目	アブラナ科	イワハタザオ	●			●					VU	
120			エゾハタザオ	●								EN	
121	ビャクダン目	ツチトリモチ科	ミヤマツチトリモチ	●							VU	VU	
122	ナデシコ目	タデ科	ヤナギヌカボ				●				NT	VU	
123			ナガバノウナギツカミ	●							NT	CR	
124			ヌカボタデ	●			●				VU	EN	
125			ネバリタデ				●					CR	
126			ノダイオウ	●			●				VU	EN	
127		ナデシコ科	ワダソウ	●								VU	
128	ツツジ目	サクラソウ科	サクラソウ		●		●				NT	EN	
129	リンドウ目	リンドウ科	ハルリンドウ				●					VU	
130			イヌセンブリ				●				NT	VU	
131		キョウチクトウ科	フナバラソウ	●			●				NT	CR	
132			スズサイコ	●			●				NT	VU	
133	ムラサキ目	ムラサキ科	イヌムラサキ				●					CR	
134			ムラサキ	●							EN	CR	
135	シソ目	モクセイ科	ヤマトアオダモ				●					EN	
136		オオバコ科	マルバノサワトウガラシ	●			●				NT	CR	
137			アブノメ				●					CR	
138			オオアブノメ	●			●				VU	CR	
139			イヌノフグリ	●			●				NT	EN	
140		ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ				●				NT	EX	
141		シソ科	ジュウニヒトエ				●					CR	
142			ムシャリンドウ	●							VU	CR	
143			キセワタ				●				VU	CR	
144			ヒメハッカ	●			●				NT	VU	
145		ハマウツボ科	ナンバンギセル	●	●		●					VU	

表3.1.5-10 (4/4) 重要な植物の確認状況

No.	目名	科名	種名	確認文献 ¹⁾				指定状況 ²⁾						
				①	②	③	④	I	II	III	IV			
146	シソ目	ハマウツボ科	ヒキヨモギ				●				VU			
147		タヌキモ科	ミミカキグサ	●			●				VU			
148			ホザキノミミカキグサ				●				VU			
149			ヒメタヌキモ	●							NT	VU		
150			ムラサキミミカキグサ	●			●				NT	VU		
151	キク目	キキョウ科	キキョウ		●		●				NT	VU		
152		ミツガシワ科	アサザ		●						NT	VU		
153		キク科	ヤマノコギリソウ				●					CR		
154			モリアザミ				●					CR		
155			タカサブロウ				●					EN		
156			ヤナギタンポポ				●					VU		
157			タカサゴソウ	●			●					VU	EN	
158			コオニタビラコ				●						VU	
159			オオニガナ	●			●						NT	
160			アキノハハコグサ				●					EN	CR	
161			ミヤコアザミ				●						CR	
162			ヒメヒゴタイ				●						VU	CR
163			ハバヤマボクチ				●						EN	
164			コウリンカ	●									VU	EN
165			オカオグルマ				●						CR	
166			オナモミ				●						VU	CR
167			キクアザミ				●						CR	
168			キクタニギク				●						NT	NT
169	セリ目	ウコギ科	ミヤマウド				●					VU		
170		セリ科	ミシマサイコ	●			●					VU	CR	
171			ホタルサイコ	●			●					VU		
172			セリモドキ	●									NT	
173			ハクサンサイコ	●									NT	
174	マツムシソウ目	スイカズラ科	マツムシソウ		●		●					EN		
175			キバナウツギ	●			●						NT	
176	ゼニゴケ目	ウキゴケ科	イチョウウキゴケ	●								NT	CR+EN	
177			ウキゴケ	●									CR+EN	
178	ミズゴケ目	ミズゴケ科	オオミズゴケ	●								NT	VU	
計	26目	60科	178種	99種	11種	7種	124種	0種	0種	82種	175種			

注：1) 確認文献の番号は表3.1.5-9に示す番号と対応している。

2) 指定状況の番号は表3.1.5-2に示す番号と対応している。指定区分の詳細は以下に示す通り。

I 特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種

III EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A類 EN：絶滅危惧 I B類 VU：絶滅危惧 II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV EX：絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I類 VU：絶滅危惧 II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

3) 種和名及び分類群は、原則として「河川水辺の構成調査のための生物リスト（令和6年度生物リスト）（令和6年10月16日、国土交通省）に準じた。

(空白)

(2) 巨樹・巨木林

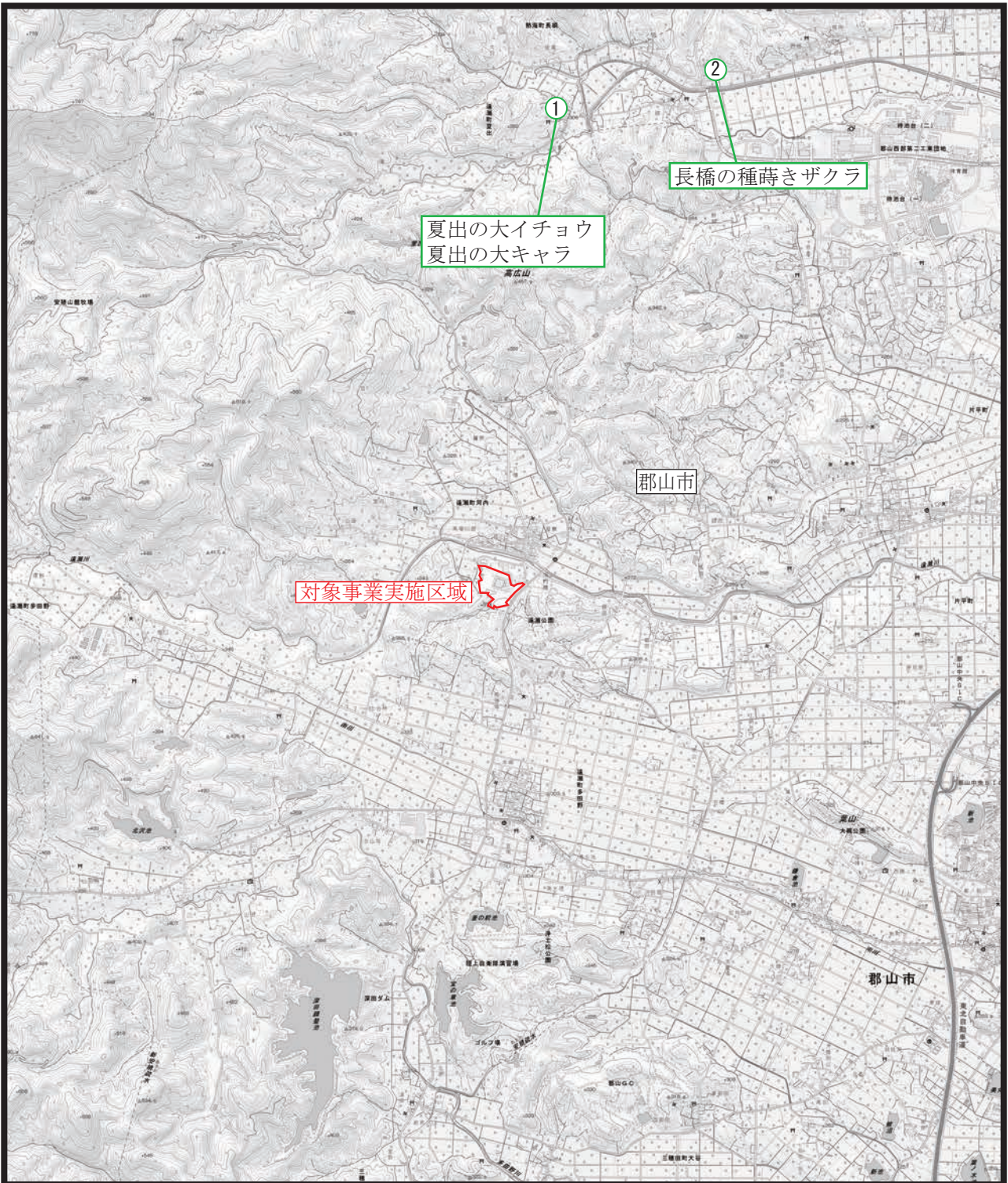
対象事業実施区域周辺における巨樹・巨木林の概要を表3.1.5-11に、位置図を図3.1.5-2に示す。

対象事業実施区域の北側約3.5kmの位置には本市指定天然記念物である「夏出の大イチョウ」・「夏出の大キャラ」、同じく北側の約4.5kmには「長橋の種蒔きザクラ」が存在している。

なお、対象事業実施区域内には巨樹・巨大林は分布していない。

表3.1.5-11 巨樹・巨木林の概要

No.	名称	樹種	所在地
1	夏出の大イチョウ	イチョウ	郡山市逢瀬町夏出字館下16
	夏出の大キャラ	キャラ	
2	長橋の種蒔きザクラ	エドヒガン	郡山市熱海町長橋字反田59



凡例



：対象事業実施区域



①～②：巨樹・巨木林



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.1.5-2 巨樹・巨木林位置図

4) 生態系

対象事業実施区域は奥羽山脈の南麓に位置し、対象事業実施区域の西側には標高400mから1,000mの山並みが連なっている。対象事業実施区域の東側は郡山盆地で、標高250m程度の平地になっている。対象事業実施区域の近傍は、山地形に谷が切れ込む谷津地形が散見され、さらに東側の平地には集落が点在している。

谷津地形の底部の平地は水田として利用されているところが多く、底部から連続する斜面はスギ・ヒノキ・サワラ植林やアカマツ群落の針葉樹林と、クリ・コナラ群集の落葉広樹林の混生林となっており、対象事業実施区域は谷津斜面の東側の末端に位置している（図3.1-5-1参照）。

これらのことから、対象事業実施区域周囲は、大きく分けて、西側に山地の生態系、北側から東側と東側から南側に里山環境の生態系が広がっているといえる。

このような状況を踏まえ、対象事業実施区域の近傍では、栄養段階の上位に位置する種として谷津地形を利用するサンバヤノスリ等の猛禽類や、水田、ため池に食餌を依存するサギ類、耕作地から混生林を広く利用するキツネ等の中型哺乳類が位置づけられる。

また、より深い山地を生息場所とするオオタカやクマタカ等猛禽類は、対象事業実施区域西側を生息環境の主体として利用している可能性があり、対象事業実施区域を行動圏の一部としている可能性がある。

さらに、対象事業実施区域近傍の水田雑草群落には、アカハライモリや底生生物の生息環境となっている水路やため池が点在し、水田雑草群落の典型的な生態系が見られ、里山環境の生態系の生物相をいっそう多様なものになっている。

1.6 景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況

1) 景観

(1) 景観資源の状況

対象事業実施区域周辺における主要な景観資源の概要を表3.1.6-1に、位置を図3.1.6-1に示す。

主要な景観資源として、県営逢瀬公園及び逢瀬さくらの里がある。

表3.1.6-1 主要な景観資源の概要

No.	名称	概要
1	逢瀬公園・緑化センター	奥羽山脈の東側の山裾にある面積約32.5ha（東京ドーム約6個分）の緑豊かな公園。さくらの広場では約200本の桜が咲き誇る。
2	逢瀬さくらの里	逢瀬公園・緑化センターの北側を流れる逢瀬川沿いの全長約1.5kmの桜並木。秋に咲く珍しい桜も楽しむことができる

注：表中のNo. は、図3.1.6-1の番号に対応している。

出典：「郡山へ行こう！」（郡山市観光協会ホームページ 令和8年2月閲覧）

(2) 眺望地点の状況

対象事業実施区域周辺における主要な眺望地点として、上記の（1）景観資源の状況と同じ地点の県営逢瀬公園及び逢瀬さくらの里がある。（概要は表3.1.6-1、位置は図3.1.6-1参照）

2) 人と自然との触れ合い活動の場の状況

対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合い活動の場の概要を表3.1.6-2に、位置を図3.1.6-2に示す。

主要な人と自然との触れ合い活動の場として、対象事業実施区域に隣接して逢瀬公園が存在している。また、周辺地域には高篠山森林公園が存在している。

表3.1.6-2 主要な人と自然との触れ合い活動の場の概要


No.	名称	概要
1	逢瀬公園・緑化センター	奥羽山脈の東側の山裾にある面積約32.5ha（東京ドーム約6個分）の緑豊かな公園。さくらの広場では約200本の桜が咲き誇るほか、様々な体験教室や講座が開催されている。
2	高篠山森林公園	森林公園内のハイキングコースを山頂へ向かって登っていくと、やまなみ展望台があり、市街地を一望できる。 また南西に面した斜面にはバンガロー、キャンプ場などがある。

注：表中のNo. は、図3.1.6-2の番号に対応している。

出典：「郡山へ行こう！」（郡山市観光協会ホームページ 令和8年2月閲覧）



凡例

 : 対象事業実施区域

①～②: 景観資源



S = 1 : 50,000




「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.1.6-1 景観資源位置図



凡例

 : 対象事業実施区域

①～② : 人と自然との触れ合い活動の場



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.1.6-2 人と自然との触れ合い活動の場

1.7 廃棄物、温室効果ガスの排出の状況

1) 廃棄物

本市におけるごみ処理体制について、「郡山市一般廃棄物処理基本計画」（平成30年4月策定・令和6年11月改定）によると、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは市内2か所の廃棄物処理施設（富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンター）で焼却・破砕処理等が行われており、処理後に発生した残渣は河内埋立処分場へ埋立処分が行われている。

資源物のうち、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、富久山クリーンセンターリサイクルプラザで選別等の処理を行い、再資源化業者へ売却もしくは引き渡しを行っている。また、缶、紙類、不燃ごみ及び粗大ごみの処理残渣中にある資源物についても、再資源化業者へ売却もしくは引き渡しを行っている。

本市における2018～2022年度の直近の5年間におけるごみ処理量の推移を表3.1.7-1及び図3.1.7-1に示す。

直近の5年間におけるごみ処理量は概ね横ばいであった。なお、2019年度に粗大ごみの処理量が減少しているが、これは令和元年東日本台風により富久山クリーンセンターが被災し、粗大ごみの収集を一時見合わせたことが原因である。

表3.1.7-1 ごみ処理量の推移

単位：t

市町村名	年度	ごみ処理量				計
		可燃	不燃	資源	粗大	
郡山市	2018（平成30）	123,422	4,057	8,029	1,009	136,517
	2019（令和元）	122,818	4,080	7,200	683	134,781
	2020（令和2）	121,702	4,428	8,750	1,214	136,094
	2021（令和3）	121,227	4,080	8,293	1,276	134,876
	2022（令和4）	118,470	3,770	8,641	1,135	132,016

出典：「郡山市一般廃棄物処理基本計画（平成30年4月策定・令和6年11月改定）」（郡山市）

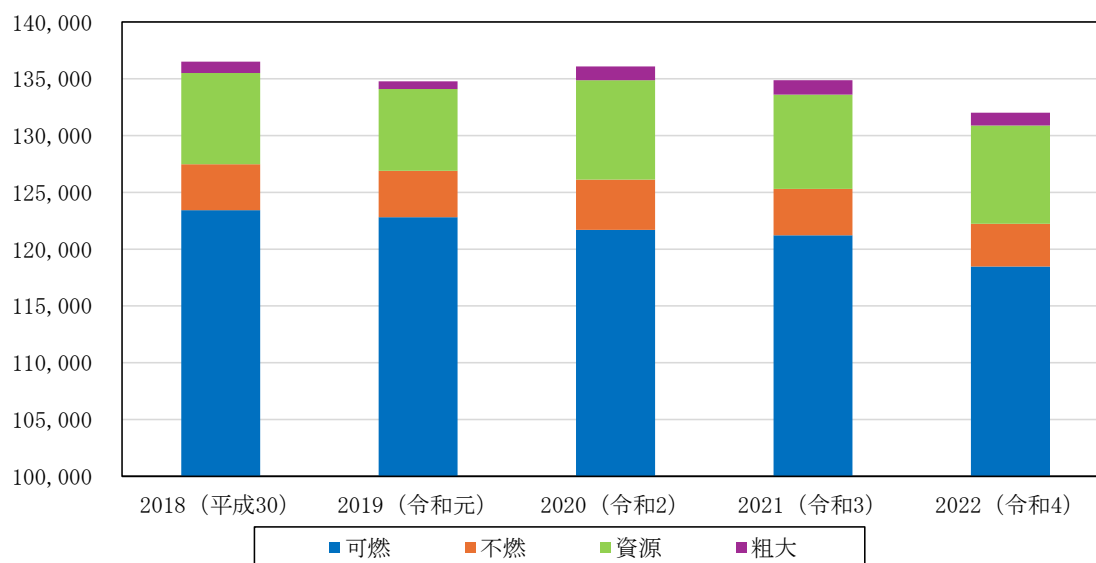


図3.1.7-1 ごみ処理量の推移

2) 温室効果ガス

本市における温室効果ガスの排出量の推移を表3.1.7-2に示す。

2018～2022年度における温室効果ガス排出量は、基準年度(2013年度)を下回っていた。

表3.1.7-2 温室効果ガス排出量の推移

市町村名	年度	温室効果ガス総量 (千t-CO ₂)	
			基準年度比較 (%)
郡山市	2013 (平成25) [基準年度]	3,169	-
	2018 (平成30)	2,878	-9.2
	2019 (令和元)	2,868	-9.5
	2020 (令和2)	2,675	-15.6
	2021 (令和3)	2,780	-12.3
	2022 (令和4)	2,417	-23.7

出典：「郡山市における温室効果ガス排出量(2022年度)」(郡山市ホームページ)

1.8 放射性物質の分布の状況

対象事業実施区域は「原子力災害対策特別措置法」(平成11年12月17日法律第156号)第20条第2項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域(避難指示区域)等に設定されていない。

また、本市では、道路上の放射線量の測定の結果をもとに、「郡山市放射線量マップ(メッシュマップ)」(郡山市ホームページ)が公表されており、対象事業実施区域が位置する逢瀬町は、平成26年11月以降全域で「放射性物質汚染対処特措法」(平成23年8月 法律第110号)に基づく汚染状況重点調査地域の指定要件である0.23 μ Sv/h未満となっている。

なお、郡山市地理情報システムの放射線モニタリングMAPより、対象事業実施区域最寄りの測定地点における最新の測定結果は0.08 μ Sv/h(地点No:26220-1、測定日:令和4年7月23日)となっている。

2 社会的状況

2.1 人口及び産業の状況

1) 人口

本市における令和3年～令和7年の人口及び世帯数の状況は表3. 2. 1-1及び図3. 2. 1-1に、人口動態は表3. 2. 1-2に示すとおりである。

令和7年4月1日現在において、本市の総人口は317,263人、世帯数は144,152戸となっている。過去5年間の推移をみると、人口はやや減少傾向を示し、世帯数は増加傾向を示している。

また、自然動態及び社会動態は各年ともに減少傾向を示している。

表3. 2. 1-1 人口及び世帯数の推移

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
郡山市	人口（人）	326,402	324,586	322,515	319,680	317,263
	世帯数（戸）	140,898	141,619	142,628	143,129	144,152

出典：郡山市の現住人口（郡山市ホームページ）

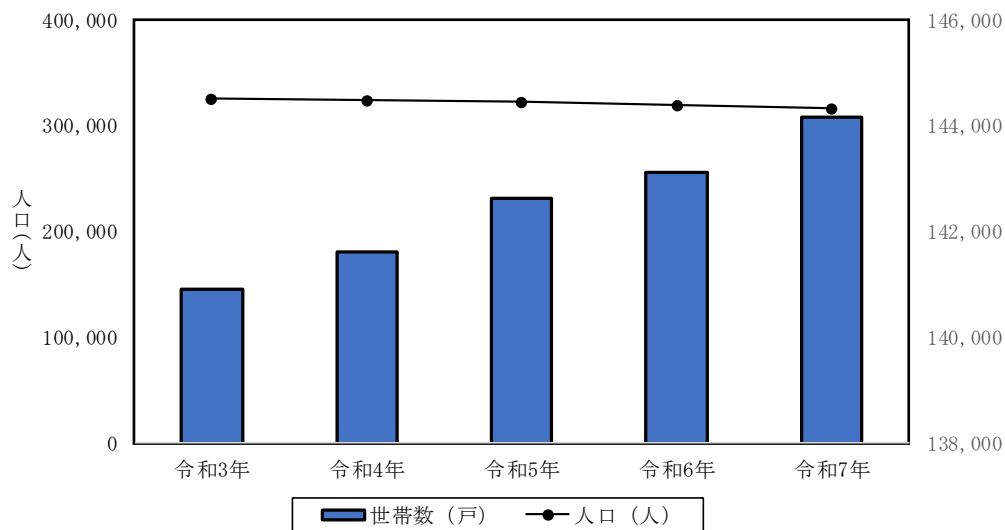


図3. 2. 1-1 人口及び世帯数の推移

表3.2.1-2 人口動態

各年4月1日

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
郡山市	自然動態	出生（人）	69	65	60	58	46
		死亡（人）	121	102	118	134	165
		増減（人）	△52	△37	△58	△76	△119
	社会動態	転入（人）	1,111	1,120	1,062	976	1,047
		転出（人）	1,393	1,345	1,238	1,403	1,349
		増減（人）	△298	△221	△231	△418	△262

注：「△」は、減少を示す。

出典：郡山市の現住人口（郡山市ホームページ）

2) 産業

(1) 産業の状況

本市における令和3年の産業分類別従業者数及び事業所数の状況は表3.2.1-3に示すとおりである。

産業分類別にみると、卸売業、小売業が従業者数36,534人、事業所数3,778事業所となっており、ともに最も多くなっている。

表3.2.1-3 産業分類別従業者数及び事業所数の状況（令和3年）

項目	市町名	郡山市			
		従業者数(人)	構成比(%)	事業所数	構成比(%)
総数		172,862	100.0	15,355	100.0
農業・林業・漁業		796	0.5	72	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業		7	0.0	1	0.0
建設業		15,047	8.7	1,774	11.6
製造業		20,347	11.8	785	5.1
電気・ガス・熱供給・水道業		428	0.2	26	0.2
情報通信業		2,281	1.3	137	0.9
運輸業、郵便業		9,348	5.4	372	2.4
卸売業、小売業		36,534	21.1	3,778	24.6
金融業、保険業		4,405	2.5	348	2.3
不動産業、物品賃貸業		4,646	2.7	1,318	8.6
学術研究、専門・技術サービス業		6,455	3.7	827	5.4
宿泊業、飲食サービス業		12,566	7.3	1,459	9.5
生活関連サービス業、娯楽業		6,116	3.5	1,311	8.5
教育、学習支援業		8,648	5.0	593	3.9
医療、福祉		22,008	12.7	1,255	8.2
複合サービス事業		1,414	0.8	77	0.5
サービス業(他に分類されないもの)		17,629	10.2	1,134	7.4
公務(他に分類されるものを除く)		4,187	2.4	88	0.6

出典：令和3年経済センサス - 活動調査（総務省統計局）

(2) 農業の状況

本市における令和2年の農家数及び経営耕地面積の状況は、表3.2.1-4に示すとおりである。
令和2年の農家数は3,611戸であり、経営耕地面積は8,282haである。

表3.2.1-4 農家数及び経営耕地面積の状況（令和2年）

区分	農家数 (戸)	経営耕地面積 (ha)
郡山市	3,611	8,282

出典：郡山市統計書2024（令和6）年版（郡山市）

(3) 工業の状況

本市における平成29年～令和3年までの製造業の従業者数、事業所数及び製造出荷額等の推移は表3.2.1-5に示すとおりである。

従業者数は令和元年より、事業所数は平成29年より減少傾向を示している。

製造品出荷額等については、平成29年から令和2年まで減少している。令和3年には僅かに増加しているが、全体的に減少傾向である。

表3.2.1-5 従業者数、事業所数及び製造出荷額等の推移（製造業）

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
郡山市	従業者数（人）	18,918	18,934	19,309	18,922	18,438
	事業所数	416	406	400	402	393
	製造品出荷額等 (百万円)	71,101,044	71,013,915	66,969,349	63,211,358	64,668,659

出典：郡山市統計書2024（令和6）年版（郡山市）

(4) 商業の状況

本市における卸売業及び小売業の従業者数及び事業所数の推移は表3.2.1-6に示すとおりである。

従業者数、事業所数及び年間販売数は、ともに平成28年に増加したが、令和3年に減少していた。

表3.2.1-6 卸売業及び小売業の従業者数、事業所数及び年間販売額の推移

区分		平成26年			平成28年			令和3年		
		合計	卸売	小売	合計	卸売	小売	合計	卸売	小売
郡山市	従業者数 (人)	25,900	10,031	15,869	29,586	11,128	18,458	28,994	10,737	18,257
	事業所数	3,055	1,014	2,041	3,364	1,159	2,205	3,092	1,089	2,003
	年間販売額 (百万円)	1,252,566	851,193	401,373	1,402,962	969,271	433,691	1,401,370	976,387	424,983

出典：郡山市統計書2024（令和6）年版（郡山市）

2.2 土地利用の状況

1) 地目別土地利用

本市における令和6年の地目別土地利用の状況は表3.2.2-1に、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の現況図は図3.2.2-1に示すとおりである。

地目別面積は、山林が31,593ha（41.7%）と最も多くを占めており、次いで鉱泉地、池沼、牧場等が16,199ha（21.4%）、田が10,560ha（13.9%）となっている。

表3.2.2-1 地目別土地利用の状況（令和6年）

市町名	項目	総数	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	令和6年1月1日現在
									鉱泉地、池沼、牧場等
郡山市	面積(ha)	75,720	6,037	10,560	4,895	31,593	4,668	1,768	16,199
	比率(%)	100	8.0	13.9	6.5	41.7	6.2	2.3	21.4

出典：郡山市統計書2024（令和6）年版（郡山市）

2) 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周辺の土地利用基本計画は図3.2.2-2に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は都市地域、農業地域及び森林地域に指定されている。

3) 用途地域

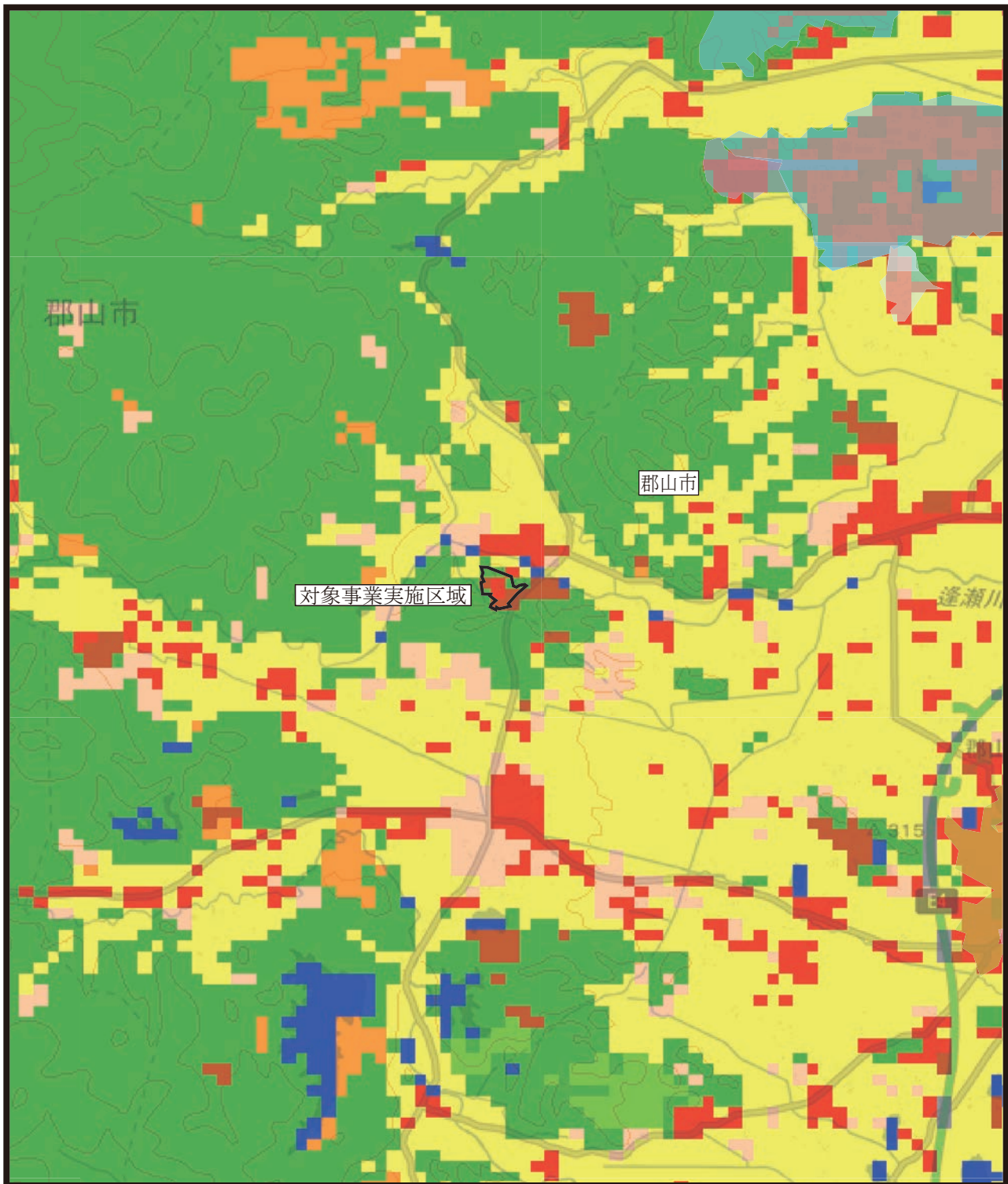
本市における令和6年の都市計画区域の状況は表3.2.2-2に、対象事業実施区域及びその周辺における都市計画図は図3.2.2-3に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されている。

表3.2.2-2 都市計画区域の状況（令和6年）

市町名	項目	単位	都市計画区域			都市計画区域外
			合計	市街化区域	市街化調整区域	
郡山市		ha	27,023.5	6,886.3	20,137.2	48696.5

出典：「郡山市の都市計画 2024年10月」（郡山市）



凡例



：対象事業実施区域

色	種別
黄色	田
薄緑色	その他の農用地
濃緑色	森林
オレンジ色	荒地
赤色	建物用地
灰色	道路
茶色	その他の用地
青色	河川地及び湖沼

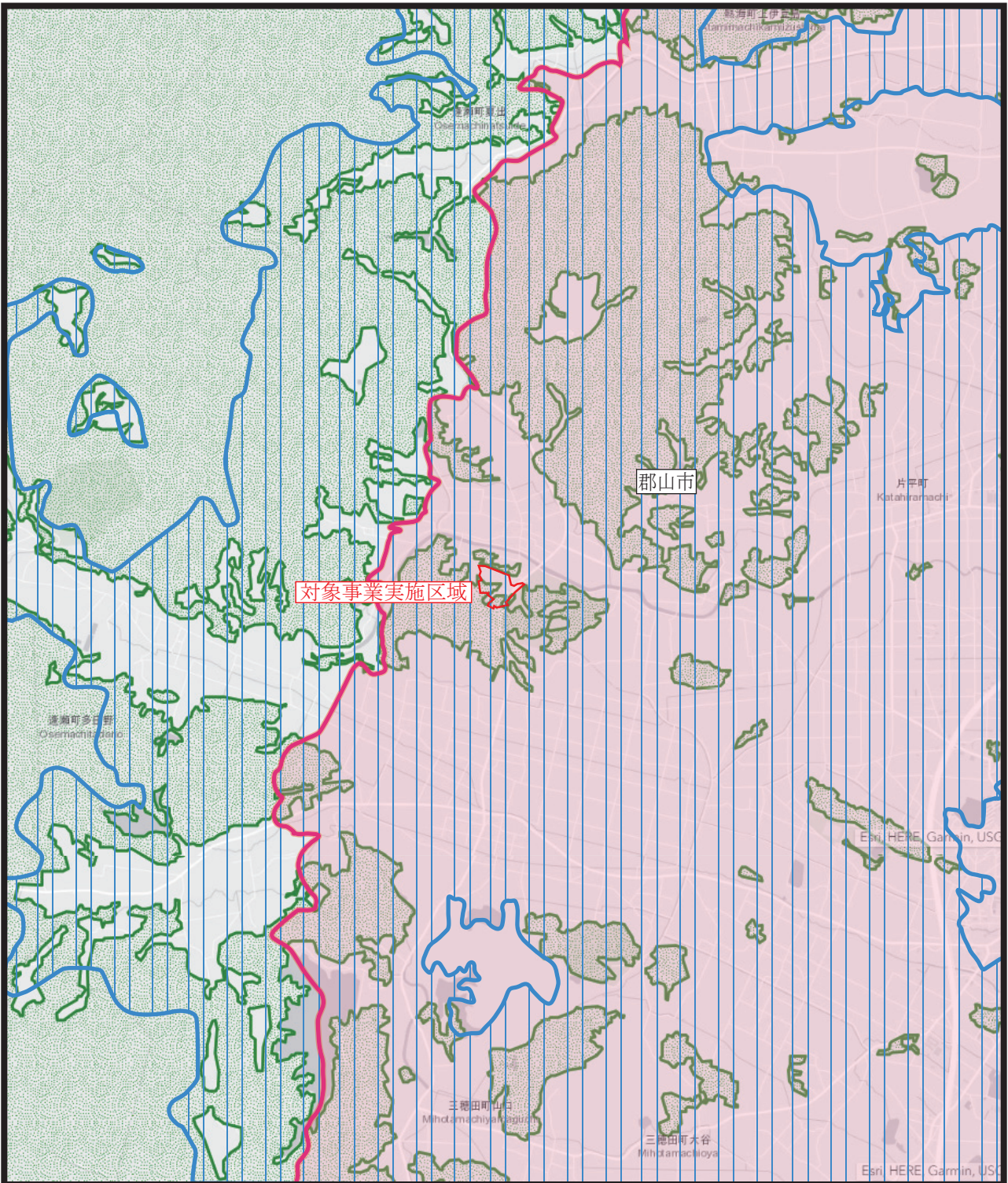


S = 1 : 50,000



図3.2.2-1 土地利用の現況図

出典：国土情報ウェブマッピングシステム



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 都市地域
-  : 農業地域
-  : 森林地域



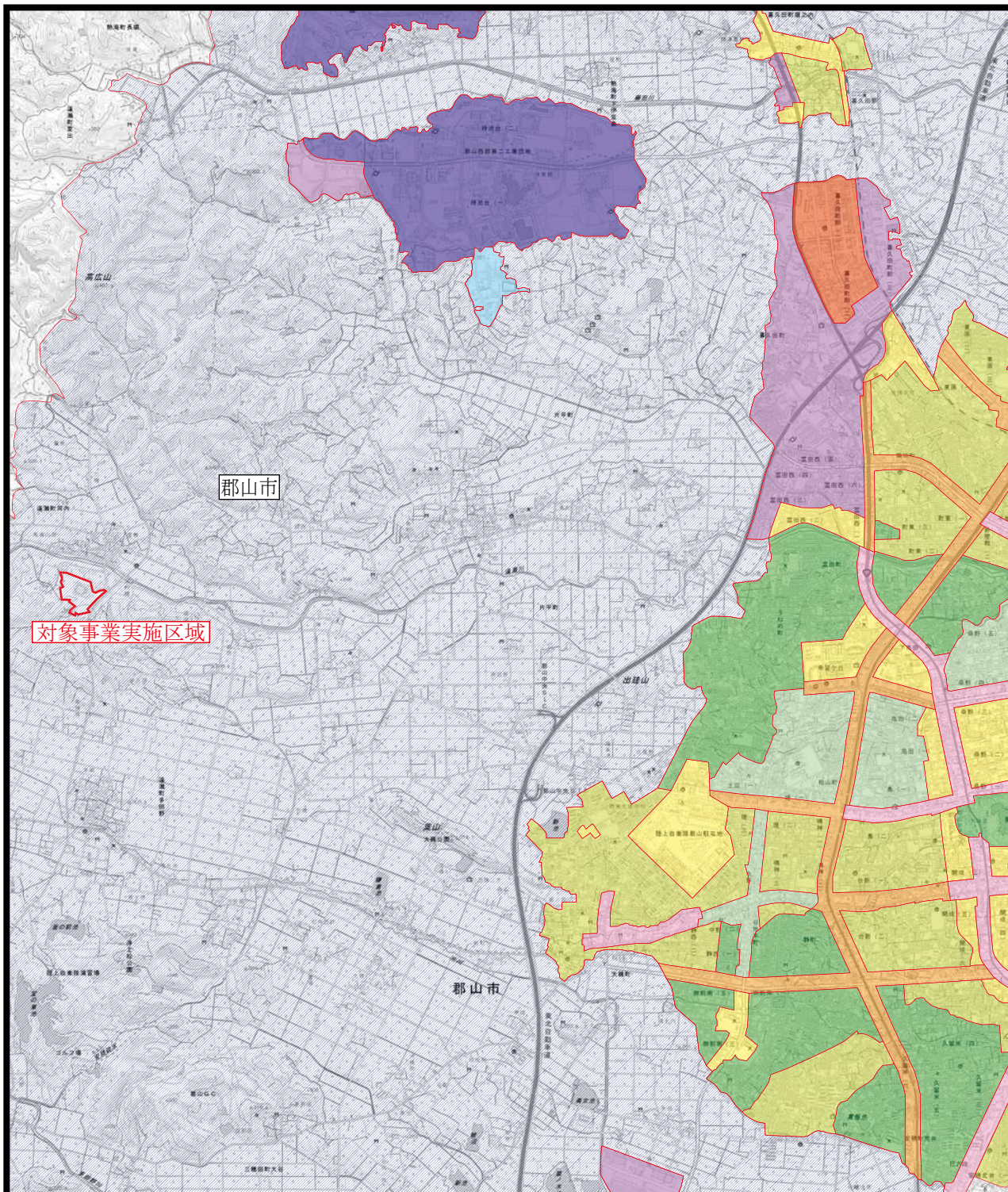
S = 1 : 50,000





「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

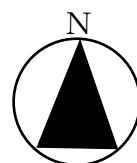
図3.2.2-2 土地利用基本計画図

出典：土地利用調整総合支援ネットワークシステム
(国土交通省ホームページ)



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 第一種低層住居専用地域
-  : 第一種中高層住居専用地域
-  : 第二種中高層住居専用地域
-  : 第一種住居地域
-  : 第二種住居地域
-  : 市街化調整区域
-  : 近隣商業地域
-  : 準工業地域
-  : 工業地域
-  : 工業専用地域
-  : 商業地域



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.2-3 都市計画図

出典：郡山市地理情報システム(郡山市ホームページ)

2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 河川、湖沼の利用状況

本市では、猪苗代湖、深沢川、三春ダム、黒石山及び対象事業実施区域の北側を流れる逢瀬川より取水しており、猪苗代湖及び逢瀬川は堀口浄水場、深沢川は熱海浄水場、三春ダムは荒井浄水場、黒石山は柳橋浄水場の水源となっている。令和3年～令和5年の取水量及び給水量は表3.2.3-1に、対象事業実施区域周辺の浄水場等の位置図は図3.2.3-1に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は堀口浄水場により上水が供給されており、取水点は対象事業実施区域から上流約4.5kmの黒岩原地区に存在する。

また、「福島県水産要覧」（令和7年3月、福島県）によると、対象事業実施区域及びその周辺の河川に漁業権は設定されていない。

表3.2.3-1 (1/2) 取水量の推移（河川及び湖沼）

単位：m³

区分	猪苗代湖		深沢川	三春ダム	黒石山	逢瀬川	合計
	浜路	上戸					
令和3年度	27,370,200	2,694,430	1,024,010	6,907,270	—	2,894,320	40,890,230
令和4年度	27,444,340	2,701,890	1,016,370	6,840,180	63,308	2,695,000	40,761,088
令和5年度	27,903,930	2,639,980	1,043,800	6,778,240	50,744	1,338,820	39,755,514

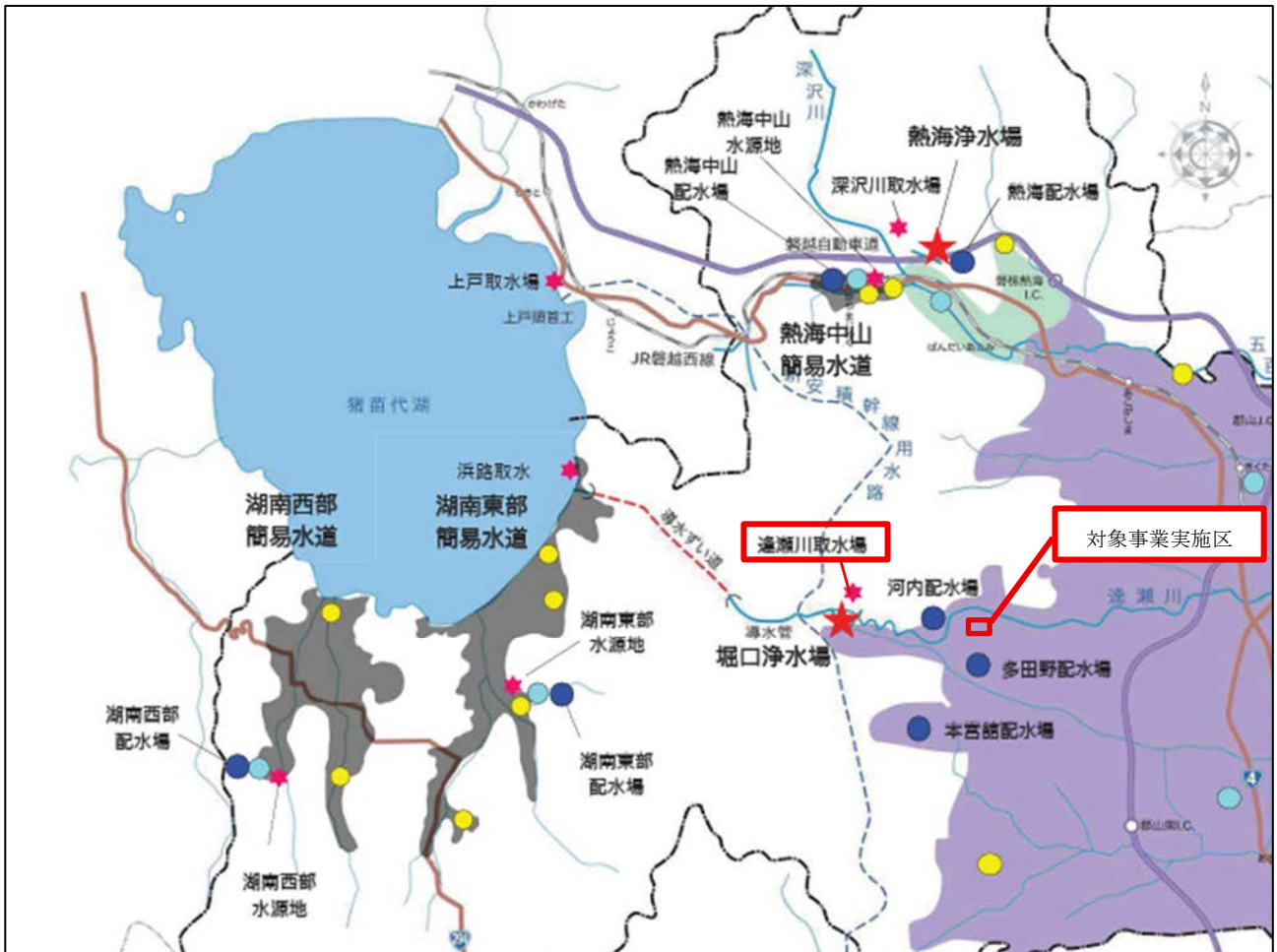
出典：令和5年度上下水道事業年報（郡山市上下水道局）

表3.2.3-1 (2/2) 給水量の推移（河川及び湖沼）

単位：m³

区分	堀口浄水場	熱海浄水場	荒井浄水場	柳橋浄水場	合計
令和3年度	32,111,750	588,550	6,746,610	—	39,446,910
令和4年度	32,045,670	592,760	6,656,010	34,961	39,329,401
令和5年度	3,115,990	635,900	6,600,160	31,462	38,418,512

出典：令和5年度上下水道事業年報（郡山市上下水道局）



出典：令和5年度 水質年報（郡山市上下水道局）

図3.2.3-1 浄水場等位置図

2) 海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺には、海域は存在しない。

3) 地下水の利用状況

本市では、湖南地区及び熱海地区における簡易水道の水源として、地下水を利用している。令和3年～令和5年の取水量及び給水量は表3.2.3-2に、対象事業実施区域周辺の簡易水道の位置図は図3.2.3-1に示すとおりである。

表3.2.3-2 (1/2) 取水量（地下水）

区分	単位：m ³			合計
	湖南東部地区	湖南西部地区	熱海中山地区	
令和3年度	284,497	130,872	12,376	427,745
令和4年度	279,828	129,106	11,096	420,040
令和5年度	271,421	125,692	10,345	407,458

出典：令和5年度上下水道事業年報（郡山市上下水道局）

表3.2.3-2 (2/2) 給水量 (地下水)

単位：m³

区分	湖南東部地区	湖南西部地区	熱海中山地区	合計
令和3年度	273,383	130,374	12,236	415,993
令和4年度	269,799	124,990	10,901	405,690
令和5年度	264,647	120,490	9,139	394,276

出典：令和5年度上下水道事業年報（郡山市上下水道局）

(空白)

2.4 交通の状況

1) 道路

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路の状況は、図3.2.4-1に示すとおりである。

また、「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）による自動車交通量調査の結果は、表3.2.4-1に示すとおりであり、関係車両の主要走行ルートと想定される「No. 18 河内郡山線」の昼間12時間交通量は5,772台であり、24時間交通量は7,042台であった。

表3.2.4-1 自動車交通量調査結果（令和3年度）

単位：台

No.	路線名	交通量観測地点地名	昼間12時間交通量			24時間交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	東北自動車道	郡山～郡山JCT	17,952	7,699	25,651	21,564	15,764	37,328
②		郡山中央スマート～郡山	12,290	7,158	19,448	14,888	14,990	29,878
③		郡山南～郡山中央スマート	11,909	7,112	19,021	14,424	14,943	29,367
④	一般国道4号	富田	22,319	4,311	26,630	29,472	7,011	36,483
⑤		郡山地区（BP）	27,920	5,311	33,231	36,000	8,085	44,085
⑥	一般国道49号	郡山市喜久田町卸一丁目	13,258	2,285	15,543	18,233	2,906	21,139
⑦		郡山市富田町愛宕前	25,420	2,951	28,371	34,499	4,085	38,584
⑧		郡山市富田町中亀田	21,644	2,088	23,732	29,239	3,036	32,275
⑨		郡山市桑野	11,412	979	12,391	16,173	1,299	17,472
⑩	郡山湖南線	郡山市開成5丁目	9,491	199	9,690	11,643	255	11,898
⑪		郡山市逢瀬町多田野字久保田10	3,868	217	4,085	4,513	471	4,984
⑫		郡山市逢瀬町多田野字上山田原1-34	2,799	208	3,007	3,248	390	3,638
⑬	長沼喜久田線	郡山市逢瀬町夏出字苗代53	496	29	525	563	51	614
⑭		郡山市三穂田町山口字下塩原58-1	877	218	1,095	1,027	276	1,303
⑮	郡山矢吹線	郡山市大槻町字福楽沢前26	3,877	273	4,150	4,523	540	5,063
⑯		郡山市三穂田町駒屋字草喰内	4,387	208	4,595	5,115	491	5,606
⑰	河内郡山線	郡山市亀田二丁目	12,578	428	13,006	15,162	1,226	16,388
⑱		郡山市片平町字東極楽30	5,542	230	5,772	6,472	570	7,042
⑲	仁井田郡山線	郡山市安積町荒井字柴宮41	5,009	109	5,118	5,833	411	6,244
⑳	芦ノ口大槻線	郡山市三穂田町大谷字大谷前田2	873	43	916	1,001	98	1,099
㉑	荒井郡山線	郡山市富田町字音路61	10,412	553	10,965	12,479	1,227	13,706
㉒	岩根日和田線	郡山市喜久田町堀之内字北原4	2,043	109	2,152	2,370	255	2,625
㉓		郡山市喜久田町早稲原字町	2,817	312	3,129	3,284	502	3,786

注：1) 斜体で示した交通量は推定値であることを示す。

2) No. は、図3.2.4-1に対応する。

3) 昼間12時間とは、7：00～19：00を示す。

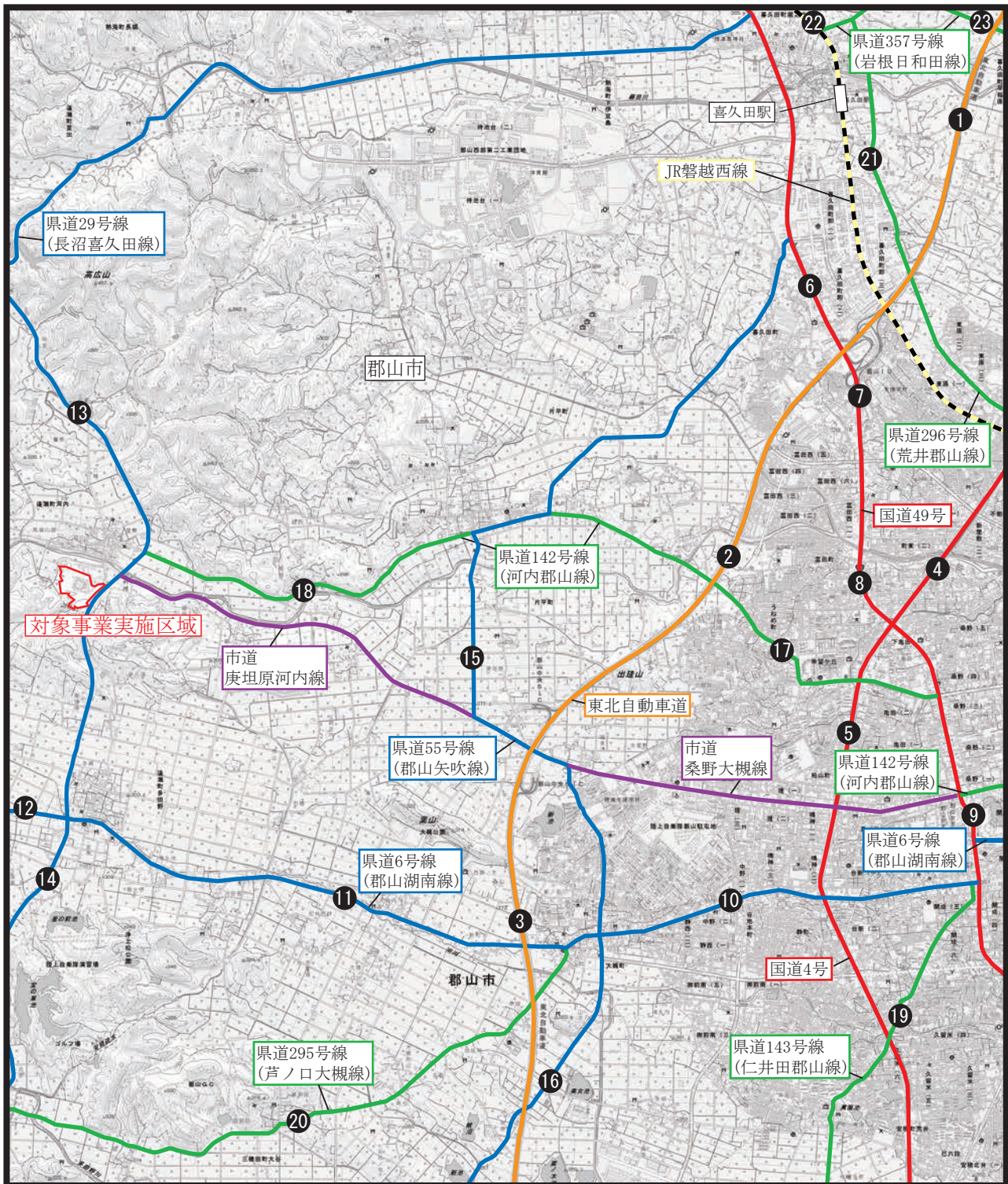
出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）

2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の主要な鉄道の状況は、図3.2.4-1に示すとおりである。

対象事業実施区域の東北側、約7.5kmにJR磐越西線の喜久田駅が存在する。

なお、喜久田駅での利用者数の調査は行われていない。



凡例

- ▭ : 対象事業実施区域
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 市道
- : 東北自動車道
- - - : 鉄道
- : 交通量調査地点



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3. 2. 4-1 交通網及び交通量調査地点

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省)

2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校、病院等

対象事業実施区域周辺における、学校、病院等の状況については表3.2.5-1及び図3.2.5-1に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には、学校等が19箇所存在するが、病院は存在しない。

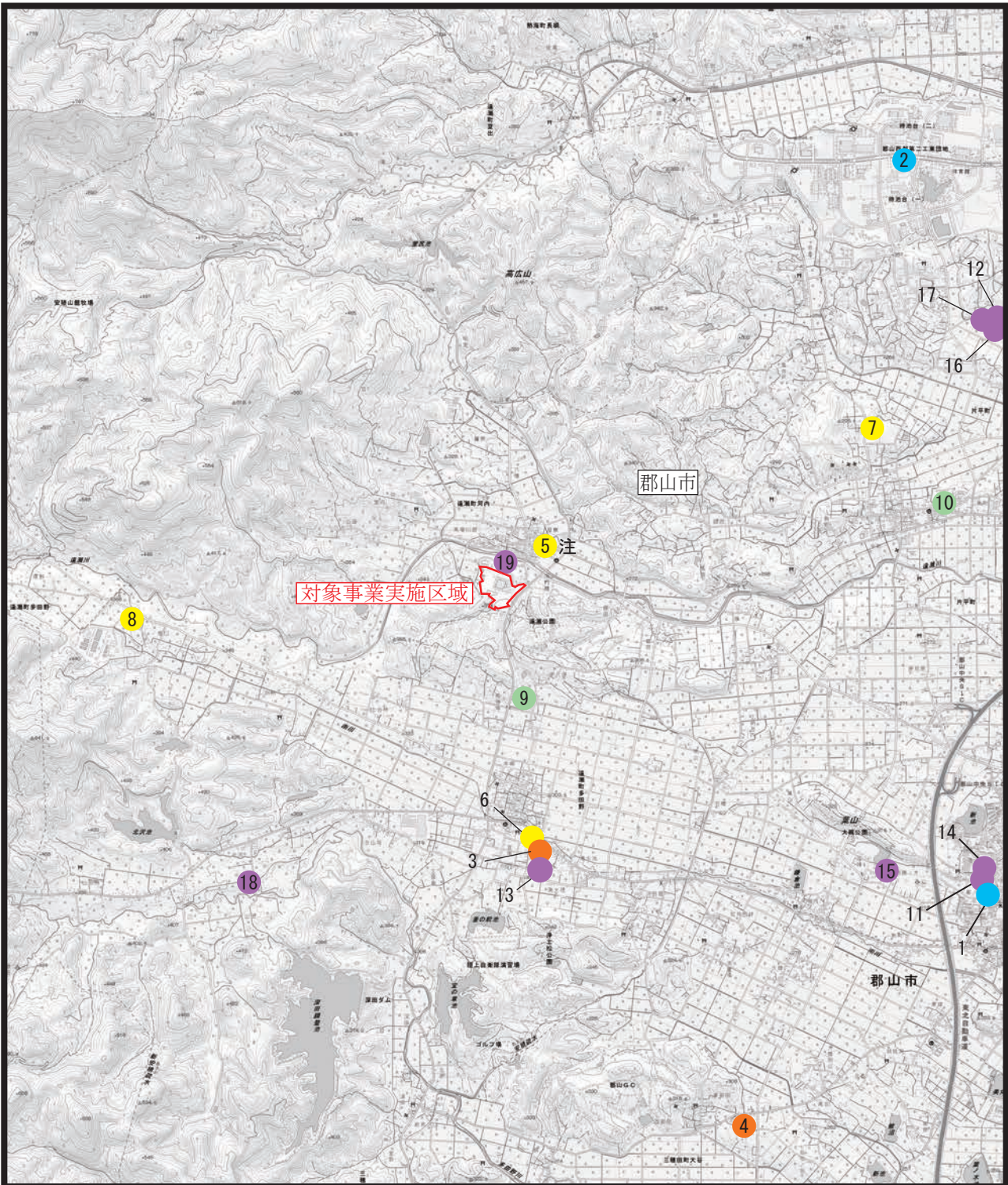
また、対象事業実施区域の北側約50mに、郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘が存在する。

表3.2.5-1 学校、病院等の状況







No.	区分	名称		住所
1	保育施設	大槻保育所		大槻町字宮ノ前78-4
2		待池台あおぞら保育園		待池台一丁目17-1
3	幼稚園	多田野幼稚園		逢瀬町多田野字南大界45-2
4		大谷幼稚園		三穂田町大谷字新田3
5	小学校	河内小学校		逢瀬町河内字町東13-1
6		多田野小学校		逢瀬町多田野字南大界1
7		片平小学校		片平町字小林3-1
8		多田野小学校堀口分校		逢瀬町多田野字上古川林9-1
9	中学校	逢瀬中学校		逢瀬町多田野字長倉山1-1
10		片平中学校		片平町字大笠松4
11	福祉施設	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 明日葉	大槻町字北ノ山8-1
12		軽費老人ホーム (A型)	軽費老人ホーム 采女の里やすらぎ	片平町字妙見館1-2
13		認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	逢瀬町 絆	逢瀬町多田野字浄土松道10-6
14			大槻町 けやきの里	大槻町北ノ山22-3
15		特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	特別養護老人ホーム おおつき	大槻町字西勝ノ木5-1
16			特別養護老人ホーム うねめの里	片平町字妙見館1-2
17			地域密着型特別養護老人ホーム うねめの里はるひめ	片平町字妙見館10番地1
18			地域密着型特別養護老人ホーム 逢瀬町ただの紀行	逢瀬町多田野字山田原8-1
19		郡山市高齢者文化休養センター 逢瀬荘		逢瀬町河内西午房沢11-2

注：No. は、図3.2.5-1に対応する。

出典：郡山市、県中地域の保育所一覧（令和8年2月閲覧、福島県ホームページ）
 認可外保育施設一覧（令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ）
 市内幼稚園一覧（令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ）
 郡山市立学校一覧（令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ）
 郡山市・高齢者施設一覧（令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 保育施設
-  : 幼稚園
-  : 小学校
-  : 中学校
-  : 福祉施設

注 : 令和7年度末閉校



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

出典 : 「郡山市、県中地域の保育所一覧」(令和8年2月閲覧、福島県ホームページ)
「認可外保育施設一覧」(令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ)
「市内幼稚園一覧」(令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ)
「郡山市立学校一覧」(令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ)
「郡山市・高齢者施設一覧」(令和8年2月閲覧、郡山市ホームページ)

図3.2.5-1 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

2) 周辺地区の人口等

対象事業実施区域及びその周辺の地区の人口、世帯数及び平均世帯人員は表3.2.5-2に示すとおりである。対象事業実施区域が位置する郡山市逢瀬町の令和8年1月1日現在の人口は3,599人、世帯数は1,522戸、平均世帯人員は2.4人であった。

また、対象事業実施区域周辺における住宅の配置の状況については図3.2.5-1に示すとおりであり、対象事業実施区域の北側約200mの位置に集落が存在する。

表3.2.5-2 対象事業実施区域及びその周辺の人口、世帯数及び平均世帯人員

		令和8年1月1日現在		
地区		人口 (人)	世帯数 (戸)	平均世帯人員 (人)
郡山市	片平町	5,726	2,461	2.3
	逢瀬町	3,599	1,522	2.4
	大槻町	30,654	14,075	2.2
	熱海町	4,660	2,195	2.1

出典：令和8年郡山市住民基本台帳人口(町字別・地区別)(郡山市)

2.6 下水道の整備の状況

1) 下水道

本市における令和5年の汚水処理状況及び公共下水道普及状況は表3.2.6-1に示すとおりである。汚水における各処理方法の普及率は、公共下水道75.1%、農業集落排水施設3.6%、合併処理浄化槽14.5%であり、合計93.2%であった。

また、公共下水道の普及率は、流域関連公共下水道74.7%、湖南地区特定環境保全公共下水道0.8%であり、合計75.1%であった。

対象事業実施区域において、公共下水道事業計画区域外のため下水道は未整備であり、農業集落排水事業区域にも位置しない。

表3.2.6-1 (1/2) 汚水処理状況

令和5年3月31日現在

項目	公共下水道 (湖南特環を含む) 注	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	合計
人口(人)	237,658	11,456	45,756	294,870
普及率(%)	75.1	3.6	14.5	93.2

注：「湖南特環」とは、湖南地区特定環境保全公共下水道を示す。

出典：数字で見る郡山市の下水道（郡山市上下水道局ホームページ）

図3.2.6-1 (2/2) 公共下水道普及状況

令和5年3月31日現在

項目	流域関連 公共下水道	湖南地区特定 環境保全 公共下水道	合計
処理区域面積 (ha)	4,718.4	155.5	4,873.9
処理人口(人)	235,267	2,391	237,658
普及率(%)	74.4	0.8	75.1

注：普及率(%)の合計は、端数処理の関係によりそれぞれの和と一致しない。

出典：数字で見る郡山市の下水道（郡山市上下水道局ホームページ）

2.7 文化財等の状況

1) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財の状況は表3.2.7-1に、位置は図3.2.7-1に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い指定文化財として、南南東側約3kmに位置する名称天然記念物の「浄土松山」があげられる。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、国指定文化財及び登録文化財は存在しない。

表3.2.7-1 指定文化財の状況

令和6年8月21日現在


No.	指定区分	文化財種類	名称	所在地	所有者・ 管理者	指定年月日
1	県指定	名勝天然記念物	浄土松山	逢瀬町多田野字浄土松1-1	郡山市多田野財産区	昭和33年8月1日
2	市指定	天然記念物	夏出の大キャラ	逢瀬町夏出字館下16	夏出区	昭和43年3月13日
3			夏出の大イチョウ	逢瀬町夏出字館下16	夏出区	平成5年2月16日
4			長橋の種蒔きザクラ	熱海町長橋字反田59	個人	平成5年6月25日

注：No. は、図3.2.7-1に対応する。

出典：郡山市の文化財（郡山市ホームページ）



凡例

 : 対象事業実施区域

①~④: 指定文化財



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.7-1 指定文化財位置図

2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は表3.2.7-2に、位置は図

3.2.7-2に示すとおりである。

対象事業実施区域には、中野在家遺跡が存在する。

表3.2.7-2 埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	種別
1	外手作遺跡	熱海町下伊豆島字万部	散布地
2	上伊豆島中館跡	熱海町上伊豆島字町尻・上	城館跡
3	上伊豆島下館跡	熱海町上伊豆島字馬立・堀	城館跡
4	上伊豆島上館跡	熱海町上伊豆島字西畑	城館跡
5	五郎宮遺跡	熱海町上伊豆島字弥五郎内	散布地
6	館ノ越遺跡	熱海町下伊豆島字館ノ越	城館跡
7	影遺跡	熱海町上伊豆島字影	散布地
8	新館館跡	片平町字新館	城館跡
9	新館遺跡	片平町字新館	散布地
10	本郷(長橋館)館跡	熱海町長橋字館・館山	城館跡
11	小屋館跡	逢瀬町夏出字館下・中の平	城館跡
12	熊越遺跡	逢瀬町河内字三ツ石	散布地
13	栗生館跡	逢瀬町河内字風穴	城館跡
14	額取山遺跡	逢瀬町多田野字安積山	散布地
15	四十垣塚群	片平町字稲場・妙見館	塚
16	妙見館跡	片平町字妙見館	城館跡
17	山神館跡	片平町字北向・館下	城館跡
18	幸新館跡	片平町字幸新館・庚申作	城館跡
19	常居寺跡	片平町字上居・西上居	社寺跡
20	岩蔵寺跡	片平町字矢作	社寺跡
21	西狐館跡	片平町字西狐館・西ザラメ	城館跡
22	狐館跡	片平町字狐館・女久保	城館跡
23	広修寺館跡	片平町字館山	城館跡
24	広修寺跡	片平町字南萬階・南萬会	社寺跡
25	鹿島館跡	片平町字鹿島	城館跡
26	高館跡	郡山市逢瀬町河内字上位ヶ沢	城館跡
27	水上遺跡	逢瀬町河内字堂内	散布地
28	河内屋敷館跡	逢瀬町河内字屋敷	城館跡
29	中野在家遺跡	逢瀬町河内字西午	散布地
30	山の井清水遺跡	片平町字山ノ井	散布地
31	西新小屋古墳	片平町字西新小屋	古墳
32	片平城跡	片平町字上館・新町	城館跡
33	中館跡	片平町字中館	城館跡
34	下館跡	片平町字下館・中町・西戸	城館跡
35	中村館跡	片平町字菱池	城館跡
36	漆房窯跡	片平町字漆房	窯跡
37	王宮経塚	片平町字三島山	塚
38	伝葛城王墓所	片平町字王宮	墳墓
39	新小屋古墳	片平町字東新小屋	古墳
40	箱根神社遺跡	片平町字三島山	散布地
41	花館跡	片平町字北花立・元大谷地	城館跡
42	庚垣原古墳群	片平町字庚垣原	古墳
43	竹ノ内遺跡	逢瀬町河内字竹ノ内	散布地
44	原前館遺跡	逢瀬町河内字原前館	散布地
45	四十内遺跡	逢瀬町河内字四十内	散布地
46	桜木遺跡	逢瀬町河内字桜木	散布地
47	上納豆内遺跡	逢瀬町河内字上納豆内	散布地
48	仁井町遺跡	逢瀬町河内字仁井町	散布地



注：No. は、図3.2.7-2に対応する。

No.	遺跡名	所在地	種別
49	萱林遺跡	逢瀬町河内字萱林	散布地
50	轟館跡	逢瀬町河内字金山・轟	城館跡
51	申久保遺跡	逢瀬町多田野字申久保	散布地
52	一の堰遺跡	逢瀬町多田野字汁谷	散布地
53	大將旗山遺跡	逢瀬町多田野字汁谷	散布地
54	只野本郷館跡	逢瀬町多田野字本郷	城館跡
55	八頭遺跡	逢瀬町多田野字八頭	散布地
56	古車遺跡	逢瀬町多田野字古車	散布地
57	火の口遺跡	逢瀬町多田野字火ノ口	散布地
58	西ノ山遺跡	大槻町字西ノ山・福楽沢	散布地
59	葉山館跡	大槻町字春日	城館跡
60	宮前遺跡	大槻町字宮ノ前	散布地
61	中柵遺跡	大槻町字中柵・上柵	その他
62	大槻八頭遺跡	大槻町字八頭・西勝ノ木	散布地
63	葉山古墳群	大槻町字葉山下	古墳
64	葉山館遺跡	大槻町字漆棒	散布地
65	隠居面遺跡	大槻町字隠居免・横山	散布地
66	河田堀遺跡	逢瀬町多田野字河田堀	散布地
67	清水池遺跡	逢瀬町多田野字清水池・河田堀	散布地
68	本宮館跡	逢瀬町多田野字本宮館	城館跡
69	山田原遺跡	逢瀬町多田野字北原	散布地
70	鹿ノ原遺跡	逢瀬町多田野字鍛冶小屋	散布地
71	片岸遺跡	三穂田町山口字愛宕	城館跡
72	山口館跡	三穂田町山口字館	城館跡
73	片岸館跡	三穂田町字山口	城館跡
74	茶臼館跡	三穂田町山口字館・中田・作田	城館跡
75	比丘尼館跡	逢瀬町多田野字比丘尼館	城館跡
76	石蔵遺跡	逢瀬町多田野字釜場	散布地
77	来玄垣古墳	三穂田町大谷字来玄垣	古墳
78	東前田古墳	三穂田町大谷字東前田・三	古墳
79	胡桃沢遺跡	大槻町字胡桃沢	散布地
80	胡桃沢供養塔	大槻町字胡桃沢西	石造物
81	新町遺跡	大槻町字新町・中新町	散布地
82	松井東遺跡	大槻町字原畑・三角田	散布地
83	堂山西遺跡	大槻町字山下西・愛宕西	散布地
84	垣ノ腰古墳	大槻町字垣ノ腰	古墳
85	垣ノ腰遺跡	大槻町字垣ノ腰	散布地
86	堂山古墳群	郡山市大槻町字愛宕・愛宕	古墳
87	堂山館跡	大槻町字愛宕・愛宕東	城館跡
88	大槻城跡	大槻町字城ノ内・熊ノ木	城館跡
89	大久保山の神遺跡	逢瀬町多田野字大久保	散布地
90	片式館跡	熱海町上伊豆島字屋敷	城館跡
91	北ノ沢遺跡	郡山市熱海町上伊豆島字北ノ沢	散布地
92	葉山館跡	大槻町字春日	城館跡
93	片平岩倉地区	片平町岩倉・樋口	確認調査
94	大槻前畑地区	大槻町	確認調査
95	三穂田山口地区	三穂田町山口	確認調査

出典：郡山市地理情報システム（令和8年2月閲覧、郡山市）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 埋蔵文化財包蔵地 ①～⑨⑤



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.7-2 埋蔵文化財包蔵地位置図

2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1) 大気汚染

(1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質について定められている。

大気汚染に係る環境基準は表3.2.8-1に示すとおりである。

表 3.2.8-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	出典
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年 環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年 環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成9年 環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成13年 環境省告示第30号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準(平成21年 環境省告示第33号)

注：1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

5) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）では、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、環境基準を定めることとされている。

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表3.2.8-2に示す。

表3.2.8-2 大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類に係る環境基準）

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注：1) 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2) 基準値は年間平均値とする。

(2) 排出基準

計画施設であるごみ焼却施設は、「大気汚染防止法」（昭和46年法律第97号）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。また、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

さらに、計画施設は、「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成8年7月16日福島県条例第32号）に定める指定有害物質に係るばい煙指定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、カドミウム及びその化合物、弗素、弗化水素及びその化合物、鉛及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、シアン化水素、砒素及びその化合物、クロム及びその化合物に係る排出基準が定められている。

なお、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年3月17日 福島県条例第18号）に基づくばい煙等に係る排出基準については、計画施設は該当しないため適用されない。

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物に係る排出基準は、地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、排出される硫黄酸化物の許容限度量(q)を算出して規制している。

許容限度量(q)は以下に示す算定式で算出する。

対象事業実施区域は大気汚染防止法に基づく100号地域に該当し、当該地域（100号地域）のK値は17.5とされている。

また、大気汚染防止法では、K値規制のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域について、総量規制と燃料使用規制が定められているが、対象事業実施区域及びその周辺に適用されていない。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

q：硫黄酸化物の量（m³N/時）

K：地域ごとに定められた値（17.5）

H_e：補正された排出口の高さ（m）

② ばいじん

大気汚染防止法では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は表3.2.8-3に示すとおりである。

表3.2.8-3 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4以上	0.04
	2以上4未満	0.08
	2未満	0.15

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正されたばいじんの量は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C：補正されたばいじんの量（g/m³N）
O_n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
O_s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%）
（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）
C_s：測定時のばいじん量（g/m³N）

③ 窒素酸化物

大気汚染防止法では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は表3.2.8-4に示すとおりである。

表3.2.8-4 窒素酸化物の排出ガスに係る基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (排出ガス量) (万 m ³ N/時)	排出ガスに係る基準 (ppm)
		排出基準
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	250
	4未満	250

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正された窒素酸化物濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)
O_n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12)
O_s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
(当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする)
C_s：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

④ 水銀

「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成28年9月環水大大発第1609264号）では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。
廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準は表3.2.8-5に示すとおりである。

表3.2.8-5 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模	排出基準 (μg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200kg/時以上	30

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正された水銀濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C：補正された水銀濃度 (ppm)
O_n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12)
O_s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
(当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする)
C_s：測定時の水銀濃度 (ppm)

⑤ 塩化水素

大気汚染防止法では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準は表3.2.8-6に示すとおりである。

表3.2.8-6 塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模	排出基準 (g/m ³ N)
		排出基準
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200kg/時以上	700

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正された窒素酸化物濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)
0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準は表3.2.8-7に示すとおりである。

表3.2.8-7 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
	廃棄物焼却炉	4以上
2以上4未満		1
2未満		5

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正されたダイオキシン類濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$$

C：補正されたダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³N)
0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）
0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
Cs：測定時のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m³N)

⑦ 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排出基準

「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、廃棄物焼却炉について、有害物質及びその化合物の排出基準が定められている。

排出基準は表3.2.8-8に示すとおりである。

表3.2.8-8 排出基準

施設の種類 (廃棄物焼却炉)	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (mg/m ³ N)
カドミウム	1以上	1
弗素、弗化水素及び弗化珪素		10
鉛及びその化合物		10
銅及びその化合物		10
亜鉛及びその化合物		10
シアン化水素		1
砒素及びその化合物		1
クロム及びその化合物		1

出典：「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成8年7月16日福島県条例第32号）

2) 騒音

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）は、表3.2.8-9に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域のため類型指定はされていない。

表3.2.8-9 (1/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の 類型	該当地域	基準値 (LAeq)	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

出典：「環境基本法第16条第2項第2号の規定により騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域について」
(平成24年3月15日郡山市告示第402号)

表3.2.8-9 (2/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (LAeq)	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

表3.2.8-9 (3/3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）

基準値 (LAeq)	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	
注：1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等をいう。 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで	

(2) 規制基準等

① 特定工場等に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号)では、特定工場の騒音について規制基準が定められており、生活環境を保全する必要があると認められる地域として指定地域を定めている。

また、「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成8年7月16日福島県条例第32号)では、騒音指定施設を規制対象とし、本市内全域を指定地域としている。

「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に定める規制基準は表3.2.8-10に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域のため第3種区域に該当する。

表3.2.8-10 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	昼間	朝	夕	夜間
		午前7時～ 午後7時	午前6時～ 午前7時	午後7時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	50dB以下	45dB以下		40dB以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	55dB以下	50dB以下		45dB以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 <u>市街化調整区域</u> <u>都市計画区域外</u>	60dB以下	55dB以下		50dB以下
第4種区域	工業地域	65dB以下	60dB以下		55dB以下
第5種区域	<u>工業専用地域</u>	75dB以下	70dB以下		65dB以下

注：1) 第2種～第5種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

2) 下線の地域は「福島県生活環境の保全等に関する条例」によって規制される地域である。

出典：「環境基本法騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条の規定により定める規制基準等について」
(平成9年3月26日 郡山市告示第201号)
「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」
(平成8年10月18日福島県規則第75号)

② 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業に係る騒音は、「騒音規制法」で規制されている。また、「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、騒音規制法で定める「特定建設作業」のほかに「騒音指定建設作業」として規制されており、規制基準は表3.2.8-11に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は市街化調整区域であり、周囲80メートル以内に学校等も存在しないことから規制基準は適用されない。

表3.2.8-11 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
法による規制	第1号区域 第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 近隣商業地域 準工業地域 工業地域のうち、学校等の周囲80メートル以内の地域	85dB	午後7時～ 午前7時	10時間/日	連続6日間	日曜・休日
	第2号区域 第1号区域以外の地域		午後10時 ～ 午前6時	14時間/日		
県条例による規制	工業専用地域、市街化調整区域、都市計画区域外のうち、学校等の周囲80メートル以内の地域			午後7時～ 午前7時	10時間/日	連続6日間

注：第1号区域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内は、第1号区域に該当する。

出典：「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」
(平成8年10月18日福島県規則第75号)

③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表3.2.8-12に示すとおりである。

表3.2.8-12 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

区域の区分

a区域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」

(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」

(平成12年3月29日郡山市告示第248号)

3) 振動

(1) 規制基準等

① 特定工場等に係る規制基準

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)では、特定工場の振動について規制基準が定められており、生活環境を保全する必要があると認められる地域として指定地域を定めている。

また、「郡山市振動防止対策指針」(平成11年3月1日郡山市)では、「振動規制法」に基づく規制地域外においても規制基準を定めており、表3.2.8-13に示すとおりである。

表3.2.8-13 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	該当地域	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～翌7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB
市指針による 規制区域	工業専用地域並びに用途地 域以外の地域	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

出典：「振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及びに
同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」
(平成9年3月26日郡山市告示201号)

「郡山市振動防止対策指針」(平成11年3月1日郡山市)

② 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業に係る振動は、「振動規制法」に基づく規制基準及び「郡山市振動対策指針」で規制されており、規制基準は表3.2.8-14に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域であり、周囲80メートル以内に学校等も存在しないことから規制基準は適用されない。

表3.2.8-14 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	該当地域	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	75dB	午後7時～ 午前7時	10時間/日	連続6日間	日曜・休日
	第2号区域		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	午後10時～ 午前6時		
市指針による 規制区域			工業地域のうち、学校等の 周囲80メートル以内の地域	午後7時～ 午前7時		

注：第1号区域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内は、第1号区域に該当する。

出典：「振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及びに同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」
(平成9年3月26日 郡山市告示201号)
「郡山市振動防止対策指針」(平成11年3月1日 郡山市)

③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表3.2.8-15に示すとおりである。

表3.2.8-15 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	該当地域	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～翌7時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

出典：「振動規制法第3条第1項の規定により指定する地域及びに同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」
(平成9年3月26日 郡山市告示201号)
「振動規制法施行規則」
(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

4) 悪臭

(1) 規制基準等

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質ごとの濃度の限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による規制を行うこととされており、本市では特定悪臭物質濃度による規制基準が区域ごとに定められている（表3.2.8-16参照）。

一方、「郡山市悪臭防止対策指針」（平成11年3月1日）では、1号規制及び2号規制について、特定悪臭物質濃度の規制のほかに、追加で臭気指数による規制基準が区域ごとに定められている（表3.2.8-17参照）。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は市街化調整区域であるため、「悪臭防止法」の規制基準ではなく、「郡山市悪臭防止対策指針」における第2種地域の規制基準が適用される。

表3.2.8-16 (1/3) 敷地境界線の地表における規制基準 (1号規制)

単位：ppm

特定悪臭物質	敷地境界		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

- A区域 1 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び近隣商業地域
 2 富久山町久保田の区域のうち、宇本木の区域、宇我妻及び宇岡ノ城の区域(J R東北本線軌道用地東側境界線以東の区域に限る。)並びに宇前田、宇深田及び宇釜沼の区域(J R磐越東線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。)
 富久山町福原の区域のうち、字塩島、宇前物打、字五斗蒔田、字明神、字大師前、字大塚、字大南、字道ノ窪、字東苗内、字八斗蒔田及び字中ノ内の区域、字水穴、字長沼、字陣場及び字上台の区域(J R磐越東線軌道用地北側境界線以北の区域に限る。)並びに字鳴伊賀、字三斗蒔田、字水尾沢及び字境田の区域(J R東北本線軌道用地東側境界線以東の区域に限る。)
- B区域 商業地域及び準工業地域
- C区域 工業地域(A区域の2に掲げる区域を除く。)及び工業専用地域

出典：「悪臭防止法第3条の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」
 (平成9年3月26日 郡山市告示第202号)

表3.2.8-16 (2/3) 排出口における規制基準 (2号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における規制基準を基礎として、次の式により算出して得た流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

ここで、 q : 流量 (m³N/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
---------------	--

出典：「悪臭防止法第3条の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」
(平成年3月26日 郡山市告示第202号)

表3.2.8-16 (3/3) 排出水中における規制基準 (3号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排出水中の濃度とする。

$$CLm=k \times Cm$$

ここで、 CLm : 排出水中の濃度 (mg/L)

k : 係数で、下の表を参照 (mg/L)

Cm : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)

規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	16
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	3.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	5.6
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	1.2
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	32
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	6.9
	0.1m ³ /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	63
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	14
	0.1m ³ /秒を超える場合	2.9

注：メチルメルカプタンについては、算出して得た濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

出典：「悪臭防止法第3条の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準等について」
(平成年3月26日 郡山市告示第202号)

表3.2.8-17 (1/2) 敷地境界線の地表における規制基準 (1号規制)

区域区分	基準値 (臭気指数)
	工場等の敷地の境界線における適用基準
第1種区域 (規制地域のうちA区域)	10
第2種地域 (規制地域のうちB区域並びに用途地域以外の地域)	15
第3種地域 (規制地域のうちC区域)	18

備考 この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

出典：「郡山市悪臭防止対策指針」(平成11年3月1日)

表3.2.8-17 (2/2) 排出口における規制基準 (2号規制)

区域区分	基準値 (臭気指数)		
	地上5m以上 30m未満の高さ	地上30m以上 50m未満の高さ	地上50m以上の 高さ
第1種区域 (規制地域のうちA区域)	28	30	33
第2種地域 (規制地域のうちB区域並びに用途地域以外の地域)	33	35	38
第3種地域 (規制地域のうちC区域)	36	38	41

備考 この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

注：規制地域の区域については、表3.2.8-16 (1/3) を参照。

出典：「郡山市悪臭防止対策指針」(平成11年3月1日)

5) 水質汚濁

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、昭和46年12月28日環境省告示第59号において、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」を、表3.2.8-19に示すとおり定めている。

「人の健康の保護に関する環境基準」では、全公共用水につき、項目ごとに基準値が設けられている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、各公共用水域につき、水域類型及び環境基準を設けている。対象事業実施区域の北側を西から東に逢瀬川が流れており、逢瀬川の水域類型指定は、生活環境項目：A類型、水生生物保全項目：生物A類型である。

なお、ダイオキシン類については平成11年12月27日環境庁告示第68号において、表3.2.8-20に示すとおり環境基準が定められている。

表 3.2.8-19 (1/3) 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 3.2.8-19 (2/3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—
備考	<p>1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。</p> <p>2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。</p> <p>3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。</p> <p>4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。</p> <p>5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>					

注：1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2) 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3) 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等、B—中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2.8-19 (3/3) 水質汚濁に係る環境基準（水生生物の保全に係る環境基準）（河川）

類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

表 3.2.8-20 水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準
（ダイオキシン類に係る環境基準）

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

- 注：1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2) 水質（水底の底質を除く。）に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用する。
 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は公共用水域の水底の底質について適用する。
 4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

(2) 排水基準

対象事業に適用される排出水にかかる排水基準については、表3.2.8-21及び表3.2.8-22に示すとおりである。福島県では「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年 福島県条例第18号）及び「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年福島県規則第75号）により、全国一律基準よりも厳しい基準を定めている。

計画施設では、原則として、生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとするが、余剰水は逢瀬川に放流するため、その場合には上記基準が適用される。

表 3.2.8-21 排水基準（有害物質）

種 類	法令等基準値 (水質汚濁防止法)	法令等基準値 (大気汚染防止法に 基づく排出基準及び 水質汚濁防止法に基づく 排水基準を定める条例)	法令等基準値 (福島県生活環境の 保全等に関する 条例施行規則)
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L	—	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L	最大0.5mgCN/L	0.5mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	—	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L	—	0.1mgPb/L
六価クロム	0.5mgCr(VI)/L	最大0.2mgCr(VI)/L	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L	—	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L	—	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	—	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	—	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	—	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	—	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	—	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	—	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	—	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	—	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	—	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	—	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	—	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	—	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L	—	10mg/L
ふっ素及びその化合物	8mg/L	—	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	—	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	—	0.5mg/L

表 3.2.8-22 排水基準（その他の排出水の汚染状態）

種 類	法令等基準値 (水質汚濁防止法)	法令等基準値 (大気汚染防止法に 基づく排出基準及び 水質汚濁防止法に基づく 排水基準を定める条例)	法令等基準値 (福島県生活環境の 保全等に関する 条例施行規則)
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8以上8.6以下	—	5.8以上8.6以下
生物学的酸素要求量（BOD）	160mg/L (日間平均120mg/L)	25mg/L (日間平均20mg/L)	40mg/L (日間平均30mg/L)
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L (日間平均120mg/L)	—	40mg/L (日間平均30mg/L)
浮遊物質（SS）	200mg/L (日間平均150mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)	70mg/L (日間平均50mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	—	1mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/L	10mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	2mg/L	2mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	—	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL	—	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)	—	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)	—	16mg/L (日間平均8mg/L)
注：1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2) この表に掲げる排水基準のうち、水質汚濁防止法によるものについては、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例並びに福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則によるものについては、1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。			
3) 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼の公共用水域に排出される排水水に限って適用する。			

6) 土壌汚染

(1) 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、平成3年8月23日環境庁告示第46号において、表3.2.8-23に示すとおりに定めている。

また、ダイオキシン類については、平成11年12月27日環境庁告示第68号において、表3.2.8-24に示すとおり環境基準が定めている。

表 3.2.8-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3.2.8-24 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 	

7) 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）や「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）により、地域を指定したうえで地盤沈下の防止を図っており、指定地域での揚水機及び揚水施設を用いた地下水の採取を規制しているが、対象事業実施区域及びその周辺は指定地域に該当していない。

また、福島県では、「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成8年7月16日福島県条例第32号）により、揚水設備を設置するものに対して、地下水の使用量を測定し、その結果の記録が義務づけられている。

8) まとめ

公害防止に係る法令等の指定及び規制の状況をまとめると、表 3.2.8-25 に示すとおりである。

表 3.2.8-25 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

区分	関連法令	基準等		事業との関連性
大気汚染	環境基本法	環境基準		○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準		○
		排出基準		○
	大気汚染防止法	排出基準		○
	福島県生活環境の保全等に関する条例	排出基準		○
	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	排出基準		○
騒音	環境基本法	環境基準		×
	騒音規制法	特定工場に係る騒音	規制基準	×
		特定建設作業に係る騒音	規制基準	×
		自動車騒音の要請限度	規制基準	×
	福島県生活環境の保全等に関する条例	騒音指定施設に係る騒音	規制基準	○
特定建設作業に係る騒音		規制基準	×	
振動	振動規制法	特定工場に係る振動	規制基準	×
		特定建設作業に係る振動	規制基準	×
		道路交通振動の要請限度	規制基準	×
	郡山市振動防止対策指針	特定工場に係る振動	規制基準	○
		特定建設作業に係る振動	規制基準	×
悪臭	悪臭防止法	1号基準（物質濃度）	規制基準	×
		2号基準（物質濃度）	規制基準	×
		3号基準（物質濃度）	規制基準	○
	郡山市悪臭防止対策指針	1号基準（臭気指数）	規制基準	○
		2号基準（臭気指数）	規制基準	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準		○
	ダイオキシン類対策特別措置法	水質	環境基準	○
		底質	環境基準	○
		排出基準		×
	水質汚濁防止法	排水基準		×
	福島県生活環境の保全等に関する条例	排水基準		×
	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	排水基準		×
土壌汚染	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準		○
	ダイオキシン類対策特別措置法	土壌の汚染に係る環境基準		○
		土壌汚染に係る区域指定の基準		×
地盤沈下	工業用水法	指定地域		×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域		×
	福島県生活環境の保全等に関する条例	使用量の記録		—

9) 自然保護、土地利用、国土防災等に係る地域等の指定及び規制の状況

(1) 自然保護

① 自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）

自然公園法では、優れた自然の風景地を保護すること、またその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、国立公園及び国定公園を指定するとされている。

対象事業実施区域及びその周辺では国立公園及び国定公園は指定されていないが、本市域北部の安達太良山、西部の猪苗代湖等が磐梯朝日国立公園に指定されている。

② 福島県自然環境保全条例（昭和47年3月28日福島県条例第13号）

福島県自然環境保全条例では、ほかの環境保全法令と連携し、生物多様性の確保など自然環境の保全が必要な区域を総合的に保護することで、現在と将来の県民が自然環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を確保することを目的とし、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定するとされている。

対象事業実施区域及びその周辺では自然環境保全地域及び緑地環境保全地域は指定されていない。

③ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができるかとされている。

また、狩猟による捕獲圧力を一時的に解除し鳥獣の生息数を回復させ、持続可能な狩猟環境を維持するために休猟区を指定できるとされている。

さらに、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができるかとされている。

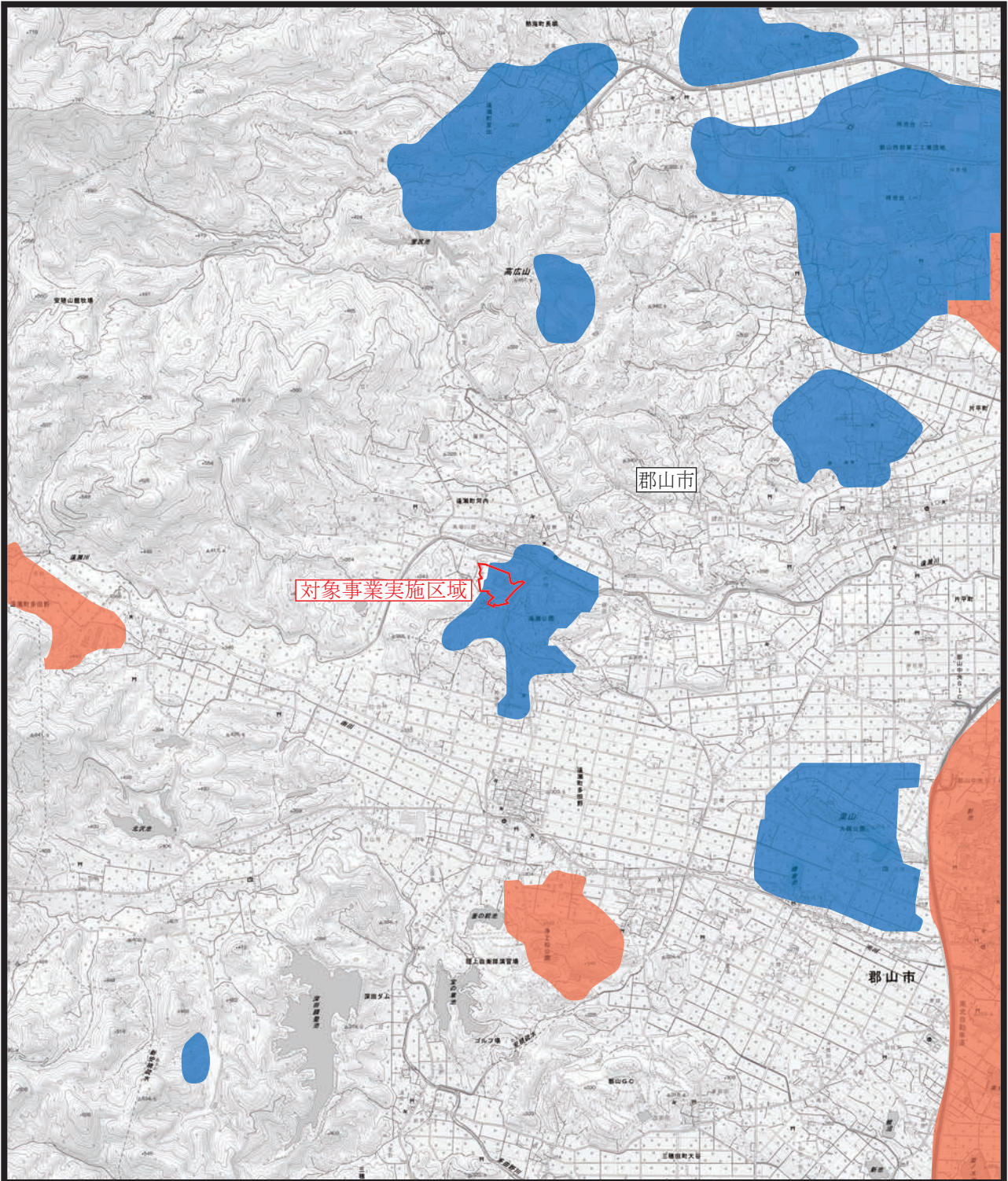
なお、対象事業実施区域及びその周辺は休猟区に指定されていないが、対象事業実施区域の一部は特定猟具使用禁止区域（猟銃）に指定されている。

鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域等を図3.2.8-1に示す。




④ ラムサール条約（昭和55年10月17日発行）

ラムサール条約（正式名称は特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）では湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）の促進、国際的に重要な湿地の登録と保全管理、湿地に関する国際協力の推進を目的としてラムサール条約湿地を登録している。

対象事業実施区域及びその周辺にラムサール条約湿地は登録されていないが、本市では猪苗代湖が登録されている。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 鳥獣保護区
-  : 特定猟具使用禁止区域 (猟銃)



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

図3.2.8-1 鳥獣保護区等位置図

出典：「福島県鳥獣保護区等位置図」(令和元年度)

(2) 景観保全

① 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

都市計画法では、市又は人口・就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに、人口、土地利用、交通量その他国土交通省で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとされている。その中で、風致地区は都市の風致を維持するため定める地区とされ、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、竹木の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることとされている。

対象事業実施区域及びその周辺では都市計画区域及び風致地区は指定されていない。

② 郡山市景観づくり条例（平成16年3月24日郡山市条例第15号）

郡山市景観づくり条例では良好な景観の形成と保全を目的として、歴史的な街並みが残る地区、商業の中心地区、自然景観に恵まれた地区など、地域特性に応じ一般地区よりも詳細な景観形成基準（デザイン、色彩、高さ、配置など）が設定された地区を景観形成重点地区として指定するものとされている。

対象事業実施区域及びその周辺では景観形成重点地区は指定されていない。

(3) 国土防災

① 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）

森林法では、国が所有・管理している国有林、森林法第5条に基づき都道府県知事が策定する「地域森林計画」の対象となっている地域森林計画対象民有林、水源の涵養・土砂の流出及び崩壊の防備・公衆の保健・名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要がある場合に指定することができる」とされている保安林がそれぞれ指定されている。

なお、対象事業実施区域の一部は、地域森林計画対象民有林に該当している。

対象事業実施区域及びその周辺の国有林、地域森林計画対象民有林、保安林を図3. 2. 8-2に示す。

② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和33年3月31日法律第30号）

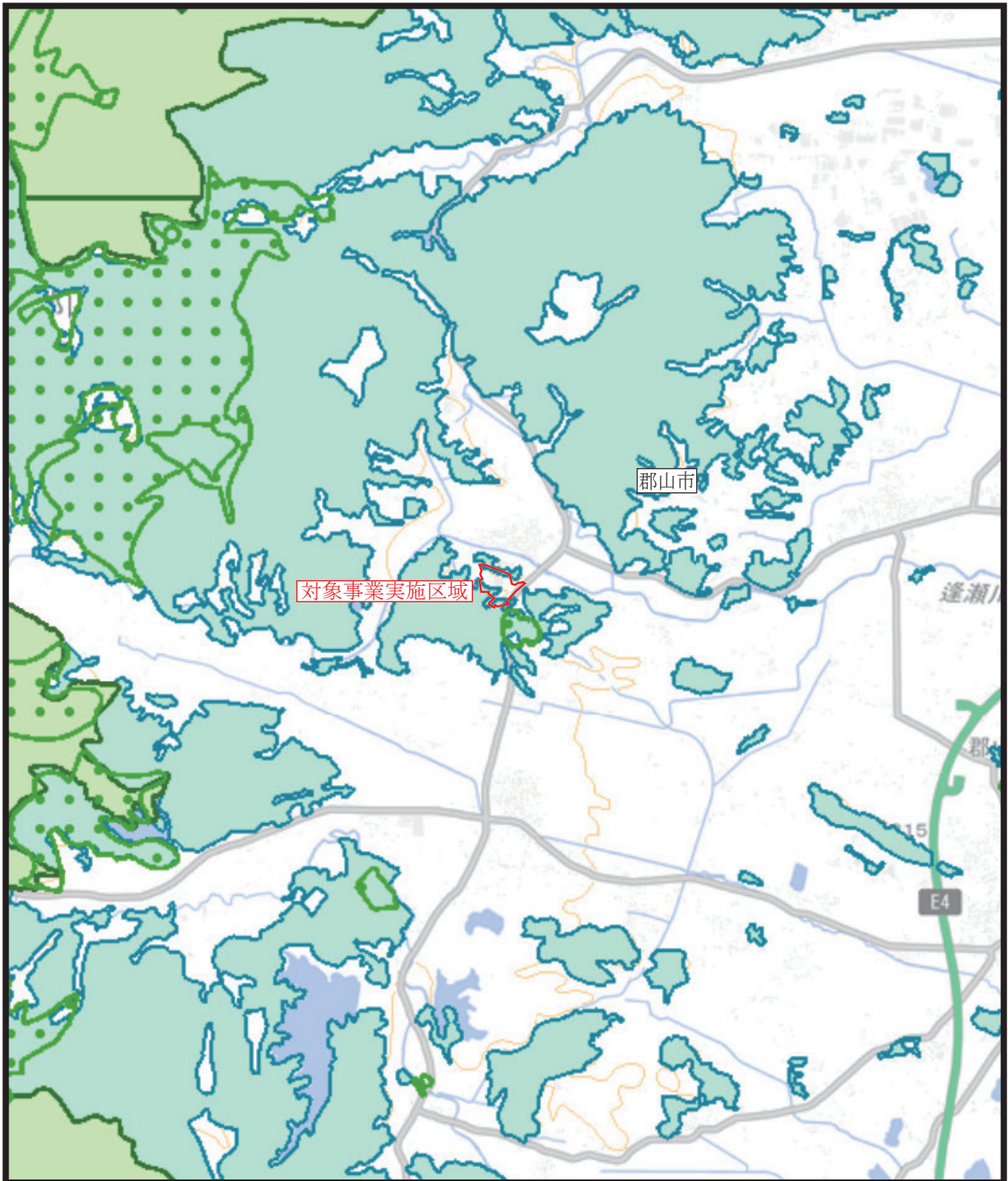
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第7条第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる」とされている。

本市では332箇所指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺では急傾斜地崩壊危険区域は指定されていない。


③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）


土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる」とされている。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる」とされている。


対象事業実施区域は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないが、その周辺では土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を図3. 2. 8-3に示す。




凡例

 : 対象事業実施区域

 : 国有林

 : 地域森林計画対象民有林

 : 保安林



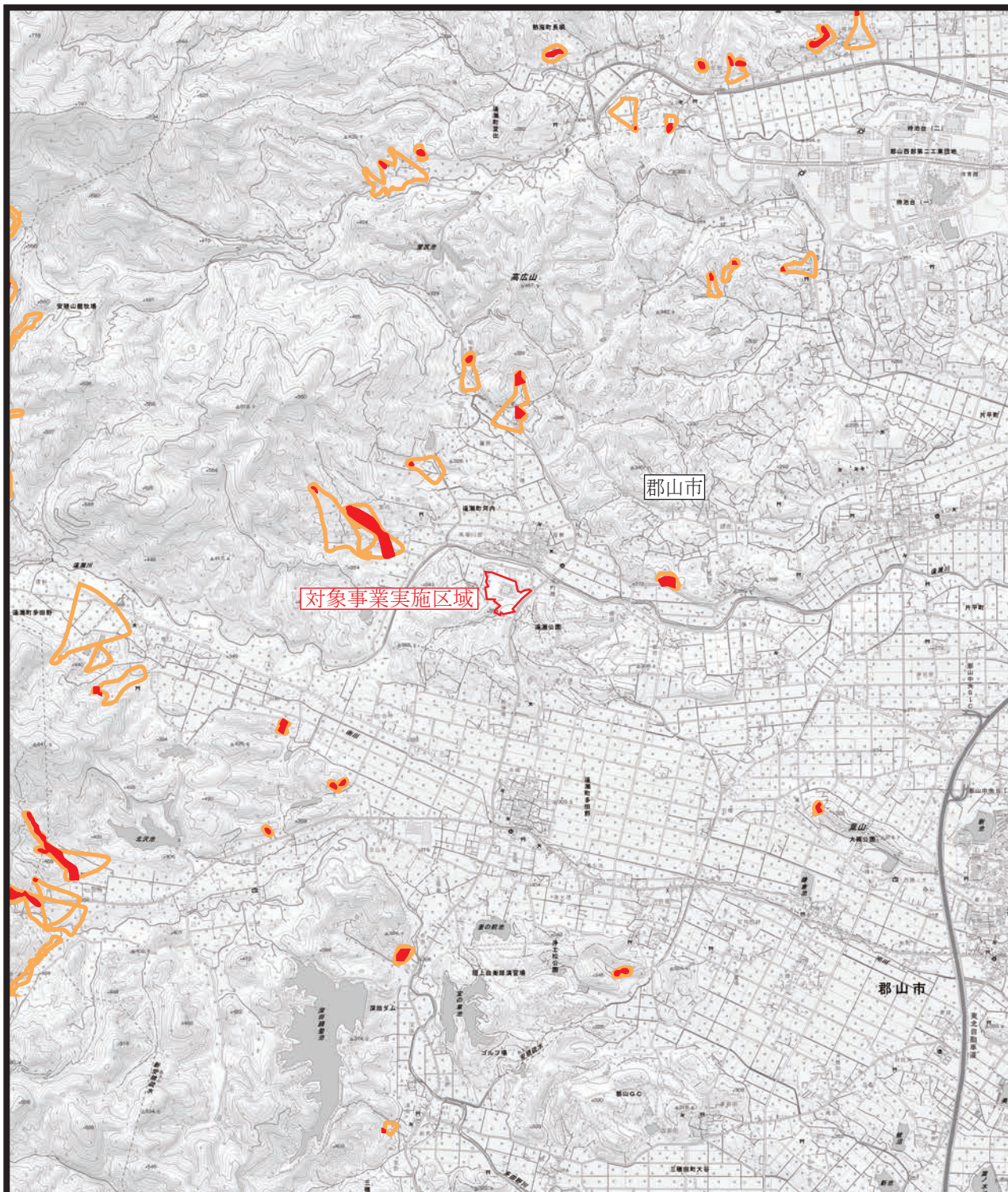
S = 1:50,000






「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

出典：「環境アセスメントデータベース」
(<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

図3.2.8-2 国有林等位置図



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 土砂災害警戒区域
-  : 土砂災害特別警戒区域



S = 1 : 50,000



「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

出典：「環境アセスメントデータベース」
(<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebids/>)

図3.2.8-3 土砂災害警戒区域等位置図

(4) まとめ

対象事業実施区域及びその周辺における自然保護、土地利用、国土防災等を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表3.2.8-27に示すとおりである。

表3.2.8-27 法令に基づく主な地域・区域の指定状況

区分	関係法令等	地域・区域等		指定の有無		
				対象事業 実施区域	対象事業 実施区域 周辺	郡山市
自然保護	自然公園法	自然公園	国立公園	×	×	○
			国定公園	×	×	×
	福島県自然公園条例		県立自然公園	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×
			自然環境保全地域	×	×	×
	福島県自然環境保全条例		自然環境保全地域	×	×	○
			緑地環境保全地域	×	×	○
	絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保全に関する法律	動植物保護	生息地等保護区	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		鳥獣保護区	×	○	○
			休猟区	×	×	×
	銃猟禁止区域		○	○	○	
ラムサール条約		登録簿に掲げられる 湿地の区域	×	×	○	
水産資源保護法		保護水面	×	×	×	
文化財保護	文化財保護法	史跡・名勝（主に屋外に存在するもの）		×	×	○
	福島県文化財保護条例	天然記念物		×	○	○
	郡山市文化財保護条例	周知の埋蔵文化財包蔵地		×	○	○
景観保全	都市計画法	風致地区		×	×	○
	福島県景観条例	景観計画区域		×	×	×
	郡山市景観づくり条例	特別景観地区		×	×	○
国土防災	森林法	国有林		×	○	○
		地域森林計画対象民有林		○	○	○
		保安林		×	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域		×	○	○

3) その他関連条例、計画等

(1) 環境基本条例

① 福島県環境基本条例（平成8年3月26日福島県条例第11号）

福島県では環境の保全と創造に関する基本理念を定め、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めている。この条例は、健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承していくことを目的としており、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指している。また、東日本大震災及び原子力災害からの環境回復と創造に向けた取り組みの基盤となる重要な法的枠組みとなっている

② 郡山市環境基本条例（平成10年6月26日郡山市条例第46号）

本市では環境の保全と創造に関する基本理念を定め、市民・事業者・行政の責務を明確にして環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。この条例は持続可能な社会の実現を目指し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築と自然環境との共生を基本方針としている。

(2) 環境基本計画

① 福島県環境基本計画（平成9年3月福島県）

福島県では、県づくりの指針や施策を示す最上位計画として、「福島県総合計画」（令和3年10月福島県）を策定し、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生、人口減少対策、横断的に対応すべき課題に対して政策分野別の主要施策を示した。また、大雨の頻度の増加による水害・土砂災害の激甚化等の懸念、「福島県2050年カーボンニュートラル」（令和3年2月福島県）の宣言等を踏まえ、福島県の環境を持続可能なものとして、県民含め団体、事業者、行政すべての主体が参加し、自分事として取り組み、連携して効果を上げ、次世代に引き継いでいくために「第5次福島県環境基本計画」が策定された。

「第5次福島県環境基本計画」における基本目標及び施策体系は以下に示すとおりである。

【基本目標】

「共につくり、つなぎ、かなえる、美しく豊かなみんなのふるさと福島」

【施策体系】

ア. 環境回復の推進

I. 放射線物質による環境汚染からの回復

II. 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保

イ. 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

I. あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進

II. 良好な生活環境の確保

III. 自然共生社会の形成

IV. 循環型社会の形成

V. 地球温暖化対策の推進

② 郡山市環境基本計画（平成11年3月）

本市では、「郡山市環境基本条例」に基づき環境づくりの総合的かつ長期的な目標や方向性を定めた「郡山市環境基本計画」が策定された。

地球温暖化の進行による気候変動や気象災害の増加・激甚化、生物多様性の危機、プラスチックごみ問題など地球規模の問題に世界が直面する中、複雑・多様化する環境問題に対し総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境行政の最も基本となる計画として、第二次第三次に続き「郡山市第四次環境基本計画」が令和4年3月に策定された。

「郡山市第四次環境基本計画」における取り組みの柱として以下の6つの項目を挙げている。

【取り組みの柱】

- I. 気候変動に対応するレジリエントなまちづくり
- II. 資源が循環する持続可能なまちづくり
- III. 多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり
- IV. きれいな水や空気が守られ安全・安心に暮らせるまちづくり
- V. 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり
- VI. 原子力災害からの環境回復

(3) 温暖化防止対策計画

① 福島県地球温暖化防止対策推進計画

地球温暖化防止対策推進計画は令和3年度で終期を迎え第二次地球温暖化防止対策推進計画に改定された。

同計画における基本目標と基本姿勢は以下に示すとおりである。

【基本目標】

県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現

【基本姿勢】

- I. 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底（緩和策）
- II. 再生可能エネルギー等の最大限の活用（緩和策）
- III. 二酸化炭素の吸収源対策の推進（緩和策）
- IV. 気候変動への適応の推進（適応策）

② 郡山市気候変動対策総合戦略（2021年3月策定）

本市は、2019年に宣言した「2050年二酸化炭素排出量ゼロ」の達成を推進するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」としての位置づけである「郡山市気候変動対策総合戦略」を2021年3月に策定した。同計画における将来像とその実現に向けた5つの柱は以下のとおりである。

【将来像】

「Carbon Neutral City Koriyama」

【5つの柱】

- I. 省エネを継続的に推進するスマートなまち
- II. 再エネの活用と水素社会の実現に取り組むまち
- III. 地域環境の整備・発展による便利で快適なまち
- IV. 限られた資源を活用する循環型のまち
- V. 気候変動に適応し安心して暮らせるまち

(4) 一般廃棄物処理基本計画

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項の規定により「郡山市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、ごみ処理の目標を定めるとともに目標達成に向けた住民、事業者の具体的な取り組み、行政の施策を公表している。概要を表3.2.8-28に示す。特に総排出量に対する再資源化率は目標値が26%から19%に変更されたが、これは店頭回収の普及による市の資源物回収量の減少を受けて変更されている。

表3.2.8-28 郡山市一般廃棄物処理基本計画の概要

ごみ処理に関する課題	ごみ処理に関する事項	生ごみ、事業系ごみの減量、資源化	
	再資源化に関する事項	分別の徹底が必要	
	中間処理に関する事項	焼却処理施設の延命化計画の検討	
	最終処分に関する事項	適正な維持管理と施設延命化の検討	
食品ロスに関する課題		減量・資源化に対する住民、事業者の意識高揚が必要	
基本方針		3Rを基本として2Rを加えサーキュラーエコノミーを意識	
目標値	現況年次	2018年(2024年11月改定)	
	目標年次	2027年	
		現況	目標
	行政区域内人口(人)	324,586	319,032
	総排出量(t/年)	134,142	112,953
	1人1日当たり排出量(g/人・日)	(2021年度)1,183	970
	再利用率(t/年)	13,616	-
	再生利用率(%)	9.9	19.0

出典：「郡山市一般廃棄物処理基本計画（平成30年4月策定・令和6年11月改定）」（郡山市）